

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成27年2月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 小 高 良 則
11番 川 上 雄 次
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 山 口 孝 弘
22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加曾利 佳 信
総	務 部	長 石 毛 勝

市 民 部 長	加 藤 多久美
経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事（事）総務課長	石 川 良 道
市民部参事（事）社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事（事）道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須賀澤 勲
主 査 補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成27年2月25日（水）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第32号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第32号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました議案第32号は、八街市基本構想の変更についてでございます。

これは、現行の八街市基本構想におきまして、将来人口の乖離等が生じていることから、将来人口の見直しを含めた必要最小限の見直し、変更を行おうとするものであり、八街市基本構想の策定に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（湯浅祐徳君）

議員の皆様に申し上げます。

ただいま議題となっております議案第32号の議案質疑については、ほかの議案と同様に3月3日に行いますので、明日26日の午後1時までに通告書を提出するよう、お願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間で行います。

報告します。

林修三議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に誠和会、林修三議員の代表質問を許します。

○林 修三君

おはようございます。誠和会の林修三でございます。本3月議会の一般質問は、代表質問ということでの登壇の機会となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、平成27年度八街市予算案、高齢化社会への対応、八街市としての地方創生、平成27年度八街市教育方針、国際理解教育の促進の5点について、一括質問方式でお尋ねいたしますので、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、質問の第1は、平成27年度八街市予算案についてであります。八街市の財政が大変厳しい状況にあり、その編成に大変苦勞されたということを伺っております。大変ご苦勞さまでございます。これまでの負債部分の返却、限られた歳入等の中での予算組みで、苦渋の努力による予算編成であったことと推測できますけれども、ここで以下のことにつきまして、お尋ねするものでございます。

- ①平成27年度予算案の方針と重点施策について。
- ②予算削減にあたって見直しをした主たる内容について。
- ③歳入についての基本的な考えについて、伺うものでございます。

次に、質問の第2は、増加する高齢化社会への具体的な対応についてであります。先ほど配付していただいたお手元の別紙参考資料の1枚目によりましても、ここに我が国における総人口の長期的推移というのがございますけれども、この資料によりましても、2050年からは人口が、日本人口1億を割る。また、高齢化率が38.8パーセントというデータが出ております。このように、少子高齢化が全国的に急速に進んでおります。

八街市もまさにその典型的な形であらわれています。とりわけ今回は、増える高齢化社会への具体的な対応はいかにあるべきなのかという観点から、次のことをお尋ねいたします。

- ①2030年までの八街市の人口推移と高齢化率について。
- ②、ここに、八街市高齢者福祉計画という平成24年から平成26年までのものを、配付させていただいております。議員の皆さんはお持ちのことかと思えます。この資料は3年間ということで取り組んできたわけでございますけれども、この資料の3枚目を見させていただきますが、資料の3枚目、これは抜粋ですけれども、計画策定にあたってということで、施策の体系に、健康と思いやりあふれるまち、基本理念。そして、生涯にわたる健康づくり、地域で支え合う福祉の推進、生きがいに満ちた高齢者福祉の充実、介護保険サービスの基礎作りをテーマとして取り組んでいただいたわけですが、これらが新しく平成27年度からまた次なるものに策定されるのではないのかということで、果たして今回のこのものについてどう評価し、次にどう結び付けようとしているのか、平成27年度からの高齢者福祉計画の主たる内容について、お伺いするものでございます。

- ③は、介護施設や独居高齢者への今後の対応について。
- ④、医療体制及び健康づくり促進への市としての考えについて。

以上4点について、お伺いいたします。

質問の第3は、地方創生における八街の街づくりについてでございます。

政府は、やはり同じ、配付しました別紙資料の2枚目に「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」ということで、平成26年12月27日に閣議決定のもので、このような内容のものを打ち出し、そして、今、県から地方自治体へおりてきていることでございますけれども、この地方創生における八街の街づくりについてですが、国では担当大臣を置いてまで、この取り組みを重点的にしようとしております。大変力を入れているところでございますけれども、別な見方をすれば、地方自治体の自主性と意欲を図っているとも言えます。この機会を逃すことなく、まちの活性化のために叡智を絞って、具体策をもって国に手を挙げていくべきかなと、私は考えるところでございます。

そこで、お尋ねいたします。

①地方創生に対する八街市の考えについて。

②地方創生のためのプロジェクトチームについて。

③地方創生に向けた農工商振興策について。

④他自治体との連携策に対する市の考えについての、4点について、お尋ねいたします。

次に、質問の第4は、平成27年度八街市教育方針の具体的な取り組みについて、お尋ねいたします。

平成26年9月に八街市教育振興基本計画もでき、教育委員会内でも委員会組織の改編や4課の重点的な取り組み、課の連携による八街市教育環境の整備に努めていただいているところでございます。また、学校現場では、新学習指導要領による学習内容が、移行期間を経て、本格的に始まっています。加えて、新しい教科書が、平成27年度より小学校で、来年の平成28年度から中学校で、導入されます。いろいろな意味合いから、教育の環境が変わってきています。そこで、幾つかお尋ねいたします。

①平成27年度八街市教育の重点施策について。

②新しい教科書導入に対する児童・生徒及び教職員への対応について。

③特別支援を要する児童・生徒への対応についての、3点について、お伺いいたします。

質問の第5は、国際理解教育の推進について、お尋ねいたします。

小学校の高学年に英語の学習が入ってから数年たちました。その一方で、外国人講師による英会話指導も、以前より中学校で行われ、また、小学校にも何時間か入る、こういった形が定着し、確実に英語の語学力が高まっております。

テレビで世界の出来事が同時に伝わる今、正しい国際理解を進めていくことの必要性が高まっています。そこで、お尋ねいたします。

①国際理解教育についての基本的な市の考えと、友好都市交流について、お伺いいたします。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、平成27年度予算案について、答弁いたします。

(1) ①ですが、平成27年度は、新総合計画の方針や施策が決定されていない中で予算編成に取り組むこととなるため、現基本計画から新基本計画に引き継ぐべき事業を推進するとともに、新規に立ち上げる事業についての基盤を整える年度となります。このことを踏まえた上で、予算編成にあたっては、本市の厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源の有効活用を図るため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算を編成することといたしました。

そして、その上で後年度の財政運営を考慮し、財政調整基金の取り崩し額の上限を6億円以内と設定することにより、将来に向けた財政規律の確保を図り、予算編成において、収支の均衡を保つことが著しく困難と認められる場合は、予算編成に向けた経路を改めて示すことを方針といたしました。

次に、平成27年度の重点施策につきまして、8つの街づくりの施策で申し上げますと、「一の街、便利で快適な街づくり」として、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に係る事業、道路等整備事業、公共下水道雨水整備事業などを引き続き推進することといたしました。

次に、「二の街、安全で安心な街づくり」として、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域の実現への取り組みとして、防犯カメラを増設いたします。また、災害に備え、防災備蓄倉庫の増設や自主防災組織運営に必要な機材購入費用を補助するなど、災害への備えの充実を図ることといたしました。

次に、「三の街、健康と思いやりにあふれる街づくり」として、子育て中の主婦等を会員とした相互援助活動の拠点となるファミリーサポートセンター事業の創設、八街かいたく保育園定員45人増に向けた支援、第二川上児童クラブの新設、平成27年4月に開設する明德やちまたこども園の運営支援など、子育て環境の充実を図るための経費を計上いたしました。

次に、「四の街、豊かな自然と共生する街づくり」として、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備導入を推進する費用の支援、安心して暮らせる居住環境を確保するため、住宅リフォーム費用の支援を、引き続き実施することといたしました。

次に、「五の街、心の豊かさを感じる街づくり」として、学校教育の充実を図るため、朝陽小学校改築事業の総仕上げとしてグラウンド整備事業を実施、また、交進小学校、八街東小学校、二州小学校屋内運動場の天井等の耐震化を進めるための改修建築工事を実施するとともに、平成28年度事業化に向け、笹引小学校、川上小学校、八街南中学校の非構造部材耐震対策調査設計業務を実施することといたしました。

次に、「六の街、活気に満ちあふれる街づくり」として、北総中央用水土地改良事業、輝けちばの園芸産地整備支援事業、八街駅南口の空き店舗活用に対する補助金等を、引き続き実施いたします。また、農業後継者対策事業において、国が行っている給付金を受けられない親元就農等の新規就農者に対し、支援金を給付し、後継者の確保及び育成を図ります。

次に、「七の街、市民とともにつくる街づくり」として、市民が街づくりに参加しやすい

基盤を作るため、協働の街づくりのあり方を調査・研究する市民参加協働事業の実施や、各地区の快適なコミュニティ環境を整備するための補助事業を、引き続き行います。

最後に、「八の街、市民サービスの充実した街づくり」として、八街市の将来都市像や基本理念といった、街づくりの目標となる総合計画を見直します。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に②ですが、まず初めに、予算編成にあたって、市議会議員の皆様には9月定例会での市議会議員定数の削減、平成27年度における政務活動費交付金や議会運営委員会及び各常任委員会視察時旅費等の削減などについて、ご理解とご協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げる次第でございます。

平成27年度予算編成にあたり、当該方針を平成26年10月8日付で職員へ通知したところですが、その時点の財政調整基金残高は約7億円であり、平成26年度当初予算を編成するために予算化した財政調整基金からの繰入金7億5千万円であることを鑑みると、基金に依存しない、歳入に見合った規模の通年型予算の編成をしなければならないことを強く感じました。このため、予算編成開始当初から、平成26年度予算編成と同様に、私をはじめ、特別職の給与や管理職手当、補助金の削減について、引き続き実施させていただくことといたしました。

また、道路整備などの臨時的な事業のうち、平成28年度以降に送ることが可能な事業については後年度へ送りましたが、それでも予算編成の目標とした財政調整基金からの繰入額6億円以内とは乖離がありました。

そこで、財政の健全化を図るため、再任用職員3名を含む15名分の退職者不補充による職員数の削減、地域手当3パーセントの全部削減、給与月額2パーセントの一律削減、時間外手当の削減、期末手当及び勤勉手当の給与月額削減効果の連動、特別職等の給料削減額の拡大を行いました。

また、その上で、なお不足する財源について、長寿祝金支給年齢を100歳のみにすることや、子ども医療費の自己負担基準額の引き上げ、難病見舞金支給額の引き下げ、スクールコンサートの廃止、各種団体への補助金の削減額拡大について協力をいただくなど、歳出の削減を図ったところでございます。

次に③ですが、本市の歳入の根幹をなす市税収につきましては、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点からも、市税収の確保に努めることが重要と考えております。

市税の徴収につきましては、八街市市税等徴収対策本部を中心に、悪質滞納者に対する滞納処分対策をはじめ、各施策の取り組みにより、市税の徴収率につきましては回復傾向にあります。平成27年度は固定資産評価替えの年であるため、家屋評価額の減少を見込んでいることから、収入額につきましては増加が見込めない状況の中、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政サービスに係る費用と負担につきましても、受益者負担の適正化を図るため、

行財政改革推進室で検証と見直しを進めているところであり、見直しが必要と判断したものについては、平成28年度の改正に向けて準備を進める考えであります。

また、市有財産の有効的な活用による財産収入の増収や、新たな財源の創出についても取り組むなど、今後さらに財源確保への取り組みの強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、高齢化社会への対応について、答弁いたします。

(1) ①ですが、2015年1月末現在の八街市の総人口は7万3千401人で、そのうち65歳以上の人口は1万7千858人で、高齢化率は24.3パーセントとなっております。2030年までの人口推計が出ておりませんので、推計が出ております2025年まででお答えしますと、5年後の2020年の総人口は7万1千人で、そのうち65歳以上の人口は2万1千584人で、高齢化率は30.4パーセントが見込まれております。

団塊の世代が75歳以上になります2025年の総人口は6万8千人まで減少しますが、65歳以上の人口は2万3千392人まで増加し、高齢化率は34.4パーセントまで上昇することが見込まれています。

次に②ですが、八街市高齢者福祉計画につきましては、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画が一体化した計画となっております。

平成27年度から平成29年度までの計画につきましては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表の方々に審議会委員になっていただき、今年度中に策定いたします。

主たる内容についてですが、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、支え合いづくり等、高齢者福祉全般の計画と、介護保険被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計や、介護保険サービス量の見込み、介護保険料の設定等を計画したものとなっております。

現計画を踏襲し、高齢者がたとえ医療・介護を要する状態になったとしても、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービス事業等の施策を進めていきたいと考えております。

次に③ですが、市では高齢者が介護を要する状態になったとしても、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、介護保険制度を活用したデイサービスやホームヘルプサービスなどの利用や、認知症などで在宅生活が困難となった高齢者に対してはグループホームや特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用させていただいております。

今後の介護施設等の整備についてでございますが、平成27年度から3カ年の第6期介護保険事業計画期間において、交進小学校入り口付近に特別養護老人ホーム1施設の整備を予定しております。このほか、夜間や緊急時の対応を図るため、24時間対応の定期巡回、随時サービスや、小規模多機能型居宅介護などの整備も推進していきたいと考えております。

ひとり暮らし高齢者への今後の対応についてでございますが、市では、ひとり暮らし高齢者など、高齢者のみの世帯への支援として、急病などの緊急事態をボタン1つで通報できる

緊急通報装置設置事業や、健康保持と安否確認を兼ね、週に1回お弁当を配達する配食サービス事業や、孤立感・不安感から訪問を希望するひとり暮らし等の高齢者世帯に対しては、ひとり暮らし等高齢者訪問事業などのサービスを行っております。

今後、ますます増加するひとり暮らし等の高齢者の支援につきましては、ボランティアやNPO、区、自治会、隣近所など、地域の方々の協力を得ながら、支援の輪を広げてまいりたいと考えております。

次に④ですが、今後ますます高齢化が進む中で、市民の皆様方がいつまでも健康に生き生きと暮らしていける社会を作ることが、市としての急務であると考えています。

市では、疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施しているほか、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を目的として、健康教育や健康相談を実施しております。

平成26年度は、中高年を対象に、肥満による生活習慣の改善が行えるよう支援する健康教室や、市内の団体からの依頼により、生活習慣病予防のための簡単な運動や栄養指導などの健康教室を実施したほか、総合保健福祉センター、スポーツプラザ及び南部老人憩いの家において、まちの健康相談室を開催し、骨密度測定と健康相談を実施いたしました。

また、市で委嘱している保健推進員の協力により、地域の健康支援をテーマとした伝達活動を、総合保健福祉センターや地区で行っており、平成26年度は、「野菜たっぷり1日350グラムを達成しよう」や「男性のための栄養教室」と題した栄養指導、楽しく音楽に合わせて行うリズム体操などを実施いたしました。さらに、本年2月15日には大腸がんの予防をテーマに、生活習慣病予防講演会を開催いたしました。

市といたしましては、今後も市民の皆様方の健康の維持増進を図るために、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、八街市としての地方創生について、答弁いたします。

(1) ①、②、③、④につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成26年12月27日に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、地方の人口減少抑制を目指す基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」、いわゆる地方創生法に基づく人口克服に向けた政府計画であり、東京一極集中の是正や地域経済の活性化を図り、雇用創出のための産業振興策、出産・子育て支援など、具体的な施策と移住者数や新規就業者数などの数値目標を定めたものであります。

一方、都道府県を含む地方公共団体は、地方版の総合戦略を平成27年度中に策定する必要があり、本市においても、国の総合戦略において大きな柱とされている「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」などを参考にしながら、策定していく予定でございます。

また、平成26年度の国の補正予算が2月3日に可決され、地域住民生活等緊急支援のための交付金が全国の自治体に交付されることになりました。

この交付金のうち、本市には地域消費喚起・生活支援型として1億1千89万8千円、地方創生型として6千624万1千円が交付される予定であり、本市におきましても、3月定例会において追加議案として補正予算計上し、平成27年度に繰り越して執行する予定でございます。

地域消費喚起・生活支援型の交付金は、プレミアム付き商品券発行事業を予定しております。

地方創生先行型の交付金は、地方版総合戦略の策定経費、移住・定住促進策、観光農業等振興策、子育て支援策などに活用する方向で考えており、国に対して実施計画を提出する予定でございますが、今後、国における審査を経て確定するものでございます。

プロジェクトチームにつきましては、国においては、地方版総合戦略を策定するにあたって、市民、産業界、市町村や国の行政機関、大学などの教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織を設置し、方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されることが望ましいとされておりますので、今後、組織体制については検討してまいりたいと考えております。

次に、農工商振興策でございますが、先にもご説明申し上げましたが、地域消費喚起・生活支援型交付金を活用して、本市ではプレミアム付き商品券発行事業を予定しております。本事業の財源としては、地域消費喚起・生活支援型交付金以外に、県からのプレミアム分の上乗せとして、3千634万6千円の交付が予定されております。

この事業は、地域の消費喚起など、景気に脆弱な部分にスピード感をもって、的を絞った対応をすることとしており、県内54市町、全ての自治体でプレミアム付き商品券の発行を予定しているところであり、ほとんどの自治体が商工会議所及び商工会に委託し、実施する予定であります。本市におきましても国及び県の交付金を八街商工会議所に補助金として交付し、プレミアム付き商品券発行事業の実施をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、内容を精査しているところでありますが、市内の参加加盟店で利用できる商品券を8月頃の販売を目途に準備を進め、プレミアム率に関しましては、近隣市町と同様のプレミアム率になるよう、各自治体間の情報を共有して決定したいと考えております。この商品券が発行されることで、市内の消費喚起を促す絶好の機会と捉え、市内の商工業活性化と消費拡大につながるものと考えております。

また、地方創生先行型交付金の一部を活用しまして、日頃、農業と親しむ機会の少ない都市部に住む方々と生産者との交流や農業の理解を深めることを目的とした、農業体験を楽しめるツアーを企画する事業や、観光及び特産品のPR費用として、パンフレット等の作成につきまして、要望する予定であります。

いずれにいたしましても、今回の交付金を有効に活用して魅力ある事業を展開し、本市のさらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

他自治体との連携につきましては、今後、2020年に東京オリンピックが開催されますが、市内にはオリンピック種目における公式な規格の運動施設や合宿施設がないことから、

キャンプ地としての誘致は難しいものと思われますが、他の自治体と協調して、近隣でキャンプする国を応援・サポートすることも考えられますので、他自治体との連携のあり方につきまして、継続して検討してまいりたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項４、平成２７年度八街市教育方針について、答弁いたします。

（１）①ですが、平成２７年度の教育施策につきましては、基本的にはこれまで実施しているさまざまな事業を継続的に実施するとともに、その充実に努める方針であります。

まず、最優先の課題として取り組んでまいりました学校施設の耐震化につきましては、平成２６年度の朝陽小学校の改築、及び川上小学校、交進小学校、八街東小学校、八街中学校の耐震補強が完了いたしましたので、引き続き、屋内運動場の非構造部材の耐震改修を実施してまいりたいと考えております。

平成２７年度は、八街東小学校、交進小学校、二州小学校、３校の工事を実施し、笹引小学校、川上小学校、八街南中学校、３校の調査設計業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育の分野におきましては、幼小中高連携教育を通して、豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成を図ることを目標としております。その実現のため、基礎学力の向上、長期欠席児童・生徒の対応、特別支援教育の充実、道德教育の推進を、重点的に取り組むべき課題と考えております。

まず、基礎学力の向上につきましては、言語活動を通じて思考力や判断力、表現力を育てるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることに努めてまいります。そのためには、教職員研修を通して、学び合い学習等の指導方法の工夫改善や、本年度の反省を踏まえて、教職員個々の指導力向上に努めてまいります。

長期欠席児童・生徒の対応につきましては、未然防止に努めるとともに、教育相談体制・支援体制の充実、関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、市教育支援センター「ナチュラル」では、児童・生徒の長期欠席などに関する相談の専門電話を設置し、新たに電話相談員を配置いたします。

特別支援教育の充実につきましては、特別支援教育支援員を２３名から２４名に１名増員し、特別な支援を要する児童・生徒の支援に対応してまいりたいと考えております。

道德教育の推進につきましては、道德教育推進教師を中心とした指導体制の充実、教職員の指導力の向上、家庭や地域との連携の３点から、今後とも児童・生徒の心を育ててまいりたいと考えております。

社会教育の分野では、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができることを基本に、学習情報の発信や各種事業の開催、文化財の保護及び調査研究、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

図書館におきましては、ホームページ、検索・予約サービス、お話し会等の充実や、学校との連携について、さらに充実に努めてまいりたいと思います。

また、市民の健康増進とスポーツレクリエーションの推進のため、従来の各種事業をはじめ、ニュースポーツの体験教室などにより、スポーツに取り組むきっかけ作りと普及に努めてまいります。

事業の一つ一つが、課や個人の業務ではなく組織としての事業であるということを再度認識し、限られた財源と人材の有効活用により、組織としての総合力で業務にあたってまいりたいと考えております。

次に②ですが、現行の学習指導要領のもと、平成27年度より小学校の教科書が改訂され、平成28年度には中学校の教科書が改訂されます。こうした現状に伴い、小学校では平成27年度に、中学校では平成28年度に、児童・生徒に新しい教科書が配布されることになります。これを受けて各学校では、各教科の改訂のポイントを踏まえ、新たな年間指導計画を作成することになります。教職員への対応につきましては、八街市教育センターを中心に、教職員の間で改訂内容に応じた指導方法について、研修を実施してまいります。

次に③ですが、八街市では、特別な支援を要する児童・生徒について、特別支援教育専門家チームによる巡回相談や、学校や保護者の要請に応じて派遣相談を行い、支援や指導への助言を行っております。また、本年度より教育支援委員会を設置し、教育環境や保護者の願いを踏まえた就学指導や、その後のフォローアップを行っております。

今後、インクルーシブ教育システムの構築のためには、通常学級担任のさまざまな障害に関する知見・支援の技量の向上、特別支援コーディネーターを中心とした校内体制の充実、学校・家庭・地域の連携が必要です。そのために、平成27年度も教職員の特別支援教育に関する研修の充実に努めます。また、平成27年度より、八街市特別支援教育専門家チーム会議に各学校の特別支援コーディネーターを出席させ、より効果的な連携が図れるようにします。

学校・家庭・地域との連携につきましては、学校から特別支援教育に関する情報を学校だより等を通して発信することで、特別支援教育に偏見を持つことなく、児童・生徒に必要な支援について、ご理解を深めていきたいと考えております。このことにつきましては、社会教育課と連携し、家庭教育だよりでも発信していく予定です。体制を整え、支援環境を整えることで、児童・生徒に必要な支援・教育を明確にし、保護者同意のもと、必要な場で必要な支援を行っていただけるように努めてまいります。

次に、質問事項5、国際理解教育の促進について、答弁いたします。

(1) ①ですが、国際理解教育は地域・国別研究、人権教育、環境教育、平和教育、異文化間コミュニケーションの5つの分野に系統立てられます。各小・中学校では、英語、外国語活動、総合的な学習の時間のほか、国語・社会・音楽・道徳の教科等において、先述の5つの分野に関する国際理解教育を実施しているところです。特に、英語・外国語活動においては、ALT・外国語指導助手も授業に加わり、英語の基本的な表現になれ親しませながら、言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養っております。

八街市では、平成3年より中国の潍坊市と友好都市として交流を行ってきておりますが、

そのような経緯を踏まえた上で、各小・中学校においても、国際理解を深める取り組みをさらに充実、発展させていくことができると考えているところでございます。

○林 修三君

それでは、ご答弁大変ありがとうございました。

幾つか、2回目の質問をさせていただきますが、まずご答弁いただいた中で、ちょっと重複するところが出てくるかもしれませんが、お許しいただきながら。

初めに、平成27年度の予算関係について、お尋ねさせていただきます。

財政課より配られました八街市当初予算案の概要という冊子がございますけれども、これを見させていただいたときに、1ページの中に、予算編成の基本的な考えで、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算にしたと。そのために、まず、事業の縮小、廃止等を視野に入れての歳出削減にあたったということが、ここに記載されてありますが、そのことについて、具体的にお伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

それでは、今のご質問でございますけれども、事業の縮小、廃止等も視野に入れた歳出削減の具体的内容ということでございますけれども。先ほど市長答弁の中にも幾つかございましたけれども、それと重複する部分もございますが、答弁させていただきます。

まず、制度改正に伴う削減ということで、主なものを申し上げますと、長寿祝金の支給事業につきましては支給対象の見直しということで、現在80歳、88歳、99歳、100歳の方に支給していたわけでございますけれども、それを平成27年度からは100歳のみの支給とさせていただきました。この削減効果額としましては、859万円でございます。

次に、難病見舞金の支給金額の見直しとしましては、現在2千円支給しておりますところを1千円ということにさせていただきました。また、生活保護費受給者については対象外という形で、見直しをさせていただきました。これによる削減額につきましては、1千68万円ということになっております。

それから、市議会議員の常任委員会あるいは議会運営委員会の行政視察、これは隔年で実施されておりましたけれども、来年度は実施する年でございましたが、平成28年度に先送りさせていただきました。これにつきましては、90万1千円の減額ということになります。

それから、市議会政務活動費の交付金、現在は月額2万5千円を交付しておりますところを2万円というふうにさせていただきました。126万円の削減でございます。

それから、補助金負担金につきましては、商工費あるいは農業関連になりますけれども、主なものとしましては環境保全型土作りの対策事業、これの負担率を2分の1から3分の1に見直しをさせていただきました。これにつきましては、130万円の減額となっております。

それから、輝けちばの園芸産地整備支援事業費につきましては、補助率の見直しをしまして、693万2千円の減額となっております。

それから、事業内容の積算方法に基づいて削減させていただいた主なものを申し上げます

と、健康診断及び予防接種に係る受診率の見直しで2千350万円、それから、クリーンセンター管理運営費の積算見直しで1千415万円、それから、生活保護費に係る積算見直しで2千716万円、障害者介護給付費の積算を見直しまして1千285万円。

それから、廃止といたしまして、スクールコンサートの事業を廃止してございます。こちらにつきましては123万6千円の減となっております。

今申し上げたのは予算の要求額に対する減額でございますけれども、実際の平成26年度と比較しますと、約5千万円の削減効果があったということでございます。

それから、人件費関係でございますけれども、給与月額2パーセントの一時削減、それから、地域手当3パーセントの全額削減、それから、時間外手当、それから、期末勤勉手当ということで、1億5千670万円の減額になっております。それから、管理職手当、これが20パーセント削減ということで720万円。それから、職員数の不補充による減額ということで8千400万円。それから、市長・副市長・特別職の減額率の拡大によりまして530万円ということで、人件費につきましては2億5千320万円の減額。総額で、大体3億円の削減効果があったということでございます。

○林 修三君

このほかに、この概要の中に投資的事業を含む臨時的事業は前年度の予算規模より大幅な歳出削減に努めたというようなことでございますけれども、この後の質問もいっぱいありますので、再質問がありますので、このことについてはちょっと省略しますが、このように大変削減にあたってのご努力をいただいたことについては、本当に敬意を表したいなと。

今、市長や財政課長からの答弁にありましたように、私ども議会といたしましても、八街の苦しい台所を鑑みまして、議会内部でいろいろ協議して、ご存じのように定数を2名削減、あるいは、常任委員会視察研修につきましても、議員の生命は研修にあるんですね。ですが、この研修を見送って、そして、予算削減にあたった。さらには、政務活動費につきましても、過日の新聞に報道されましたけれども、予算削減したというような、いろんな努力をしているわけですが、一方、市の行政サイドも、今の答弁の中で人件費関係が7.1パーセント、総額で3億1千576万5千円の削減をされたということで、大変、職員の皆さんには大きな負担をかけていることに対して、非常に心苦しく思うところでございますけれども、本当に、こういう財政困窮のときですので、ありがたいことかなと。ただ、これが時限予算であるというようなことを私は聞いているわけですが、次年度への見通しあつての考えなんですか。その点について、お伺いします。

○総務部長（石毛 勝君）

今のご質問につきましては、人件費に関することについて、私の方からご答弁させていただきます。

これにつきましては今、議員さんがおっしゃるように、非常に苦しい状況の中での職員また市長等の判断で、平成27年度の1年度についての時限的な措置ということで、今回予算計上させていただいたところでございますが。

これにつきましては、予算の概要説明等の中にもございますが、今までの予算組みを継続している状況では、このままで行きますと、もちろんこういう傾向が続いていく可能性はあるかと思います。しかしながら、これにつきましては今回、給与減額という措置に踏みきる中で、職員への説明会等の中で職員からのいろんな意見も集約しました。それぞれ、若い職員もいろんな意見を持った形で、何とかみんなで一致団結して、八街市の健全財政に向かって進んでいこうということで1つに、ここで団結心がもっと湧いたというようなことです。それぞれの歳入的な見通しも徐々に進めなきゃいけないという、甘いことを言っている状況ではございませんので、早急に歳入確保、こういった点も含めて、行革を中心に、平成28年度以降の予算にも影響が出ない形の予算組みをしていかなければいけないということで、平成27年度早々から、前期で平成28年度以降の予算組みの見通しを立てるということで、人件費についての削減は何とか1年で終わらないかということでの、職員としての考えを持っているところでございます。

○林 修三君

そうすると、苦しい財政状況なので、このような状況が生まれたということになるわけですが。

ここで、次の歳入についてなんですけれども、このところが非常に重要というか、大事な場面でありまして。市税等の徴収率を上げるべく、努力いただいているわけですが、市税等につきましてはの大幅な増は見込めないであろうということです。それには限りがあるわけですので、新たな収入を得るための得策というか、そういうことが次の地方創生のこととか、いろんなことに関わってくるのですけれども、得策について考えていかなければならないのではないか。そのことについて、今の時点でどの程度の具体的なものを、取り組んでいたり、そういう考えがあるのか。お伺いしたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

歳入についての内容でございますけれども、現在、私どもはやっぱり予算編成をする中で、歳入というのは本当に重要なものだというふうに感じております。今後、歳入の増収というか、そういうものに向けて、やっぱり大きな改革をしていかなければいけないというふうに考えております。今後ということでございますけれども、平成28年度以降もやっぱり財政健全化に向けて早期に対応したいというふうに考えております。

一定のめどは、今年7月ぐらいまでに方向性を決めて、歳入の中でも大きな市税の増収、あるいは、受益者負担の中で使用料・手数料の見直し、それから、財産の有効活用ということで、市有地等の財産の状況を確認しながら売却あるいは賃貸というふうなことで行っていきたいと思っております。

また、各施設の自動販売機の設置、こちらの方も使用料の増収が見込めますので、そういうことも考えていかなければいけないというふうに考えております。

それから、ごみの有料化ということで、今クリーンセンターはかなり費用がかかっているわけなんですけれども、全庁的にごみの有料化をしていかないといけないというふうには考えて

おります。

それから、現在、都市計画税がございますけれども、今は標準税率といいますか、0.25パーセントでかけておりますけれども、その税率のアップ等も考えているところでございます。

今後の歳入の考え方につきましては、いろいろ内部で検討しながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○林 修三君

私たちの家計と同じように、私どもも収入があつて、そして、収入に見合った支出をしていく、家庭生活が築かれていく、何とかなっていくことになるわけですから、市全体で考えたときにも、負債を抱えているとすれば、いろんな意味合いで、国とか県とか市内外とか、いろんなところと連携方策をとりながら、歳出、歳入にどんな方法があるのだろうかということを。本当にもう八街はお金がないんだよと言われているわけですから、やっぱりもう少し、いや、こういうことで収入を得る、歳入のお金を得る手段というか方法を、本当にみんなで考えていかなきゃいけないのかなというふうに思うわけでございます。一生懸命、毎日働いている市の職員の方々にも、やはり、ここ数年、削減、削減で続いております。少し夢を与えてあげたいなと私は思うんですけれども。ぜひ、そういう歳入面について、どんな得策、方策があるか、私ども議会あるいは市行政当局で知恵を絞って、全員で当たっていかなきゃいけないのかなということを強く思いますので、私もそれに協力したいと思います、今後もよろしくお願いしたいと思います。

議長、次の分野に入っちゃいますが。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時21分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤財政課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○財政課長（佐藤幸男君）

先ほど、歳入の新たな確保の対策という中で、ちょっと私はごみの有料化というお話を答弁させていただきましたけれども、補足説明ということで。

ごみの有料化につきましては、有識者会議あるいは市民の声を聞いた中で十分な協議を重ねまして、議会へ示していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

今の件はわかりました。いろんな形で市民と協議を重ねながら、八街の現状を理解してい

ただく中で協力していただけるよう、歳入面で市民の協力を得ていく必要があるかと思しますので、頑張ってくださいと思います。ごみの有料化については慎重に協議してください。

そのほかにも、市民に八街の財政が苦しい状況をよく理解していただく中で、協力していただくことについてはご協力いただくようなことを働きかけていってほしいなと思います。

次に、高齢者の問題の方に入ります。

初めに、高齢者福祉計画という立派な冊子ができ上がって、平成26年度で終わるわけですが、この次の3年間の新しい計画書が策定されるのだと思いますけれども、全般のときに、医療との連携強化、予防推進、高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備、それから、介護サービスの充実強化、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、5つの観点を上げて地域包括ケアに努めるというようなことで取り組まれておりますけれども。今度新しく計画を作るといいうときに、時間もありませんから、ポイントで、これに力を入れて取り組むという計画をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

次の計画でございますが、先ほど市長答弁にありましており、いわゆる団塊の世代が75歳の後期高齢者となる2025年を見据えまして、医療介護、介護予防、住まいなどのサービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアの考え方を念頭に置きつつ、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるまちを目指しているところでございます。

○林 修三君

せっかく作る3カ年の高齢者福祉計画ですから、評価を受けて新しく作るものについては、要するに、市民に対して、みんなのもの、ただ飾るだけではだめですから、みんなのものの中で、生きて活用できる計画をぜひ作っていただきたいと、要望させていただきます。

次に、高齢化率が、先ほど、八街市でもどんどん上がっていくというようなことでご答弁がありました。今、介護施設は大きく2つに分けられるのかなと。特別養護老人施設と有料老人ホーム、大きく2つに分かれるのかなと。今、高齢者は、老人ホームはちょっと高過ぎるので、特養、つまり、特別養護老人施設に入りたい。ところが、待機者が圧倒的に多くて、なかなか入れない。これから高齢化率が高まるということは、そういう対象者がどんどん増えていくのだろうと。この辺のところを、果たして今の時点でどう解消していくというお考えなのか。大変難しい問題ですが、お答えをお願いします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

特別養護老人ホームへの入所待機者の状況でございますが、平成27年1月1日現在の状況を申し上げますと、待機者は183名でございます。この中で平成27年4月1日以降、新たな入所基準の対象となる要介護3から5までの方は134名で、うち居宅において介護されている方は95名でございます。

待機者の解消を図るため、介護保険事業計画期間ごとに施設整備を行っており、平成27

年度からの第6期計画期間においても1施設80床の整備を予定しておりますが、なかなか待機者全ての解消は図られていないという状況になっております。

今後の整備につきましては、待機者の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○林 修三君

大変難しいかもしれませんが、何らかの形で、とにかく高齢者がそういう施設に入れるような工夫をしていただきたいなと。つまり、よくある、家庭で、親子関係の中で介護者が面倒を見るというパターンが多いのですけれども、どうしてもこれは共倒れというか、両者ともに非常に精神的にもきついものがあるって、なかなかメンタルの面で負担が大きいです。家庭や、それから、病院では、どんどん痴呆というか、そういったものが進む例が多いようだけれども、介護施設に入ると痴呆が治る、あるいは、進まないという事例を私はたくさん聞いております。ですから、ぜひそういう施設に入れる、そういったことをこれからもご努力いただきたいなというように思います。

次に、そういう介護はやむを得ないとしても、介護に至らない高齢者、つまり、健康づくりがもう一方では必要なことになってきます。この健康づくりをどのように市としては推進していったらいいのだろうか。これは大変大きな課題だと思うんですけれども、この辺のことについて、健康づくり推進の機会拡充というか、そういったものについての計画について、お尋ねします。

○市民部長（加藤多久美君）

その件につきましては、先ほど、市長の方から答弁ありましたように、今現在は市民の方々の健康づくりを促進するために、各種のがん検診や健康教室や健康相談等を実施しているところでございます。

今後は、保健センター等における事業実施はもとより、市民の身近な場所において各種保健事業をより多く展開していけるように、区や自治会など、また、今は地域住民とのパイプ役として活動していただいております保健推進員のご協力を得ながら、市民の方々に保健事業に参加していただけるようにしてまいりたい。そのように考えているところでございます。

○林 修三君

団塊の世代も含めて、これからそういう高齢者たちがどんどん増えていくわけです。増えていっても、いつまでも健康であってほしいというのが私たちの願いですから、そうすると、そういう機会をいかに作ってあげて、そういう人たちの受け入れキャパを作るかということになるかと思っておりますので。現状の健康づくり推進だけにとどまらず、もう少しそういった受け入れを今後も検討していただきたいなということで、お願いしたいと思っております。

それから、私は思うんですけれども、食の場面、いわゆる食べるということについても、新たな健康づくりの1つだと思うんです。健康づくり推進の食の部分で、地域ぐるみで食の改善運動等につなげていく必要があると思うんですけれども、その辺での地域の取り組みをどのように考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

健康づくりに欠かすことができない食ということで、私ども担当の方も重要視しているところございまして、小さい頃、乳幼児から高齢者まで、幅広い年代に向けましていろいろな教室を行って、食に関する栄養指導等を行っているのが現実でございます。

また、今後につきましては、よく言われるのは、長野県方式の減塩運動ということがよく紹介されるところでございます。それにあたってはやはり地域の方々、例えば、八街市における保健推進員、長野県だと保健指導員という名前だけではなくて、いろんな名前があるようですけど、その方々が地域の方々に参加を呼びかける、減塩運動していただけるような取り組みを長年続けたことによって長寿の県になったと、健康寿命が延びているという事例もございますので、先ほど言ったとおり、私ども八街市には40名弱の保健推進員がいますので、その方々をできれば増員して、各地区に、身近な人が身近な人に、より食の改善、例えば、減塩運動とか、そのようなことを説いていただいて、積極的に改善運動に取り組んでいただければ、より健康寿命が延びていくのではないかと、そのように考えているところでございます。

○林 修三君

ぜひ食の改善運動については、例えば、強調週間とか、月間強調運動とか、そういったものを1年間の中でどこかに位置付けて、地域ぐるみでそういうことができるようなことを作り上げていってほしいなということで、要望させていただきます。

次に、お年寄りに優しい街づくり、これまでの八街を作っていただいた方々、こういう高齢者に対しては最大の尊敬の念を払って、そういう環境づくりしていきたいというのが市長の公約でございます。

そこで市長にちょっと、これから高齢者が安心して安全に生活できる環境づくりについて、特にこれをやろうというようなことにつきまして、伺いたいします。

○市長（北村新司君）

ただいまの件でございますけれども、今まで頑張っていた方々に対しては、市としての方針といたしましても、私の考えといたしましても、本当にご苦労に対しての考え方をしっかり集中して、施策として展開しなきゃいけないというふうに今感じているところでございます。

そうした中でございますけれども、特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、各介護保険事業計画期間におきまして、計画的な施設整備を進めているところでございます。第6期計画におきまして、在宅介護、要介護3から要介護5までの待機者解消を目指して、現在、特別養護老人ホームの建設を進めているところでございます。在宅で介護を受けている方々のために、住みなれた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、在宅医療、介護の連携推進につきまして、医師会などと連携を図りながら進めてまいりたいと、基本的には考えております。

また、未整備となっております定期巡回、随時対応型訪問介護や、小規模多機能型居宅介護の整備も進め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる社会環境を整備していきたい

と考えております。このことは今まで頑張ってきた先輩方に対する、私どもの市といたしましても積極的に、そして、いい環境に住んでいただきたいという思いの中で、こうした施策を随時整備してまいりたいというふうに思っております。

○林 修三君

市長の思い、そして、公約につきまして、ぜひ高齢者に優しい街づくりの中で、これからも継続して取り組みをしていただきたいということを、お願いいたします。

次に、地方創生について、少し。あと、教育問題も残っているので、少し絞ってお尋ねさせていただきます。

地方創生ですが、これは、自らの考えで活力あふれる街づくり、地方自治が求められているということで、国からおりてきております。八街市は人口減少が大変進んでおりまして、けさも話がありましたように、今後、6万8千人に人口が減少していくのだというようなことでありました。人口減少と同時に移住してしまう。減少は移住とイコールですけれども、人口の移住率が、かつての毎日新聞で、何と千葉県の中で八街が1位なんですよ、ワースト1位。2位が市原です。やっぱり住んでいて、ちょっと不便さを感じるのでしょうか。こういう残念な結果が出ているわけです。一方で、ご存じのように東京一極集中型の今の人口構成に歯どめをかけて、地域に人口が分散していくための、やっぱりそういった社会の構築をしなきゃいけない。これは政策的に進めなければいけないことだと考えます。

そこで今、国から地方創生について、地方自治の考えがあったら、それに乗るから手を挙げると、そういう具合に言っているわけですが、なかなかいい方策はないかもしれませんが、現時点で期限付きで、締め切りも迫っているようです、現時点でお考えになっている、地方創生についての八街の考えをお伺いします。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったように、県、国の方に現在の段階での八街市の事業計画といえますか、考え方を示したところでございまして、その内容についてはこれから県、国の審査等を経まして、具体的に、また、国からのいろんな指示もあろうかと思えます。その中で、地域住民生活等の緊急支援の交付金ということで、こちらに示されている額が。

その中でも、まず、第1点としましては八街市の総合戦略の策定業務ということで、これにつきましては、5年間の事業計画をもとにやる、その基本となるものでございます。これにつきましては、平成27年度中に策定をということで、国は言っているわけですが、当然のごとく予算反映もしなければいけないということですので、早い時期にこの計画を立案するという形になろうかと思えます。これについては、有識者等のご意見を踏まえながら策定していくということになります。

そのほかに移住・定住の促進ということで、現在も平成26年度から、数ではまだ若干でございますが、千葉ウーマンダイアリーへの参加ですとか、移住・定住の自治体の相談コーナー、これは、東京とか千葉でやられている中へ八街市も参加いたしまして、移住・定住の

PR活動もしております。また、相談業務等もしている中です。

この中で、やはり八街市の、今まで作成していなかったのですが、PR用のプロモーションビデオですとかパンフレット、こういうもので、いわゆる八街、また、地震にも強いという、いろんなPRの内容もございますが、PRして、やはり、八街に人が入っていただけるような方策をとっていくということで、考えております。

また、空き家等の実態調査もしながら、空き家をいかに有効活用できるかということで、空き家バンク制度も作ったわけですが、それをいかに有効に、市外の方が八街に定住していただける方策をとるということで、そういったものでも事業としての考えがございます。

それから、観光農業等の振興ということで、八街市の基幹産業であります農業を、やはりPRする。農業体験ツアーですとか、また、市内の観光農園の落花生業者ですとか、そういったところの、八街をPRできるリーフレット等、こういうものも作成するというで、観光農業を育てていくということで、農業事業としても考えるということで。

もう一つは、子育て支援と少子化対策ということで、第1点目としては婚活イベントを実施する。また、親子サロンということで、今現在考えておりますのは保健福祉センターの3階の部分の改修して、親子サロン等に有効活用できないかということで、事業の素案を出しているということでございます。また、子育てのガイドブックの作製ですとか、子育てに関する講演会等も行っており、若い方々が子育てしやすいまちということでのPRをしていく。というようなことで、現在、それを県、国の方に案としてお示ししているところでございます。

○林 修三君

ありがとうございます。

地方創生策というのは、いわゆる地方自治に、地方の時代をしっかりと築きなさいという、国のそういった指導というか、そういう願いがあるんだと思うんですね。今回、地方創生策ということで各市町村におりてきているわけですがけれども。答弁の中で市としてプロジェクトチーム等も検討する、あるいは、関係協議会等も組織されていく中でこれを考えるんだということでご答弁がありましたけれども。

私が思うには、そういったものと同時に、その中にも入っているかもしれませんが、リーダーの育成というのが問われてくるんですね。このリーダーが、協議会とかプロジェクトチームの中で動いていって、それが地域におりていかなければ、今は生きてこない。

県では、地方創生に対する研修を立ち上げてやるということを申し上げております。そういった県と連携した研修とか、あるいは、そういったリーダー育成をどのように進めようとしていращやるか。もしあるのであれば、そういうお考えがあるのであれば、県との関係も関連しますので、副市長にお伺いいたします。

○副市長（榎本隆二氏）

先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、国において戦略を策定していくための組織には、職員だけではなくて、市民ですとか産業界、国の行政機関、大学、そして、金融ですとか労働団体、幅広くいろいろ関係者を募って組織を作っていくというような形になって

おります。一方、今、議員さんがおっしゃられたように、そういった中でリーダーを育成していくというようなことでございますけれども、なかなか。

今、市の方でも、具体的には協働事業というような形の中で、月1回程度、市職員と市民の皆さんで話をしたり、あるいは、セミナーを開催したりというようなことを行っておりまして、そういった中で、リーダーというふうに言えるのかどうか、わかりませんが、市との連携、協力体制、そういったものを築いていければというふうに感じているところでございます。

県の方とどうかという部分でございますけれども、それについてはちょっと県の方が、また、どういう考え方、どういう研修を考えているのかという部分もございますので、その辺はまた今後、ちょっと研究していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

地方創生については国から今おりてきたばかりですので、これからどうなっていくか、よく動きを見ながらやっていかなきゃいけないのかとは思いますが、八街市の地方創生戦略というのをしっかり持って、それを持っていく中で国や県とのパイプをつなげていくということが大事かと思っておりますので、ぜひその辺のところで、これからも頑張ってもらいたいと思います。

参考までに、競争力あるいは元気のある、そういった高い地方は、どういうところなのという、ある書物を見たら、まず、若い女性にも働く場がある、そして、子育て支援も進んでいる、地方産業が活性化している、それで雇用も促進される、さらに地域の特徴ある資源を活かして産業化を実施している。これは、先ほどの観光農園、いろいろありましたけれども、関連してきますよ。それから、産業開発型の中の1つとしては、秋田県大潟村のような例もあるというふうなこと。そしてあと、そのまちぐるみの地域型活性組織が動いているということが、ある書物に書かれておりました。

始まったばかりの地方創生ですから、これからもいろいろと研修したり、国の動き、県の動きを見据えながらご努力いただきたいと思います。八街版の戦略に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、教育については絞って2点。

まず初めに、答弁の中で耐震化100パーセント終了したということで、あるいは、朝陽小学校の校舎・体育館の改築等、本当に整備していただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。朝陽の子どもにちょっとお話を聞いてみたら、とても喜んでおりましたし、地域の方々も非常に喜んでおりました。ありがとうございました。

あと、ソフト面の中で、幼小中高連携教育ということで、さっき答弁の中でこれも取り組んでいくということがありましたけれども、ぜひ3本柱というのがありますよね、これを今後きちんと評価し、それぞれの学校にきちんとおろしていってもらいたい。ちょっと私が見受けるところによると、やはり、学校によって格差、ギャップがあります。教育委員会としては、それらをなくしていくことが大事だと思いますので、その辺でこれから取り組みをし

ていってほしいなと。

ちょっとお伺いしたいのは、今回新しい教科書を導入されているのですけれども、先生方の指導書は買わないで、一部改訂であるから、今までのものを使うということを聞きましたけれども、このことについての是非を伺います。

○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。

今回の改訂に関します対応といたしましては、千葉県教育委員会発行の学校教育指導指針に示されました留意点を踏まえまして、今回採用となった教科書出版会社等の資料などを活用して、指導主事が各学校の研究活動及び学校間の情報交換を支援しながら、指導方法の研修を行ってまいりたいというふうに考えております。この辺につきましては先ほど答弁したとおりでございます。

なお、前回の平成23年におきまして、概ね10年に1回というような改訂がございました。この際には脱ゆとりという路線の中で、反映して教科書も大幅に変更されたということでございます。八街市におきましても、その際には約640万円を予算化いたしまして、指導書を購入したわけでございますけれども、教科書出版会社等発行の指導書を各先生方に配付しております。こうした中で、今回の改訂につきましては、前の方向性は踏まえた中で、学習内容につきましては大きな変更はないという判断の中で、また、使用している教科書につきましても前回と同様という判断の中で、市の財政状況等も配慮した中で、指導書につきましては、予算化につきましては見送ったという内容でございます。

○林 修三君

そのことについては、教育次長、現場の声を聞いてのことですか。次長、指導書は今回、買わないで見送ったと。それは、現場の声を聞いてのことですか。

○教育次長（河野政弘君）

現場の方で対応しております指導主事等、その辺との意見の中での考えという構成でございます。

○林 修三君

教育長もご存じだと思いますけど、指導書というのは学校の先生方の命なんですよ。あれをもとに子どもたちの指導をしていく。そして学力を向上する。命をかけてではないけど、それを利用して指導しているんですよ。幾ら一部改訂であっても、やっぱり指導書を全部の先生方にあげるべきだと私は思いますが。予算の削減の関係で、教育委員会もきっと苦しいから、そういう対応をしたと思うんですけれども、やっぱり現場の声を聞きながら、あるいは、これからいろんな状況の中で、それをちょっと理解していただくという機会を持って、先生方に話してやってほしいなというふうに思います。

次回の改訂のときには、大幅ですので、それを導入していくということではございますけれども、そのつながりをどうやって持っていくかということについて、先生方の意欲を損ねることのないように、ご努力いただきたいなというふうに思います。

国際理解教育については、いろいろと、コミュニケーションを高めるべくご努力いただいているということで、それは大変ありがたく思っておりますけれども、いわゆる英語圏、英語の学習をそこで取り入れているわけですね。英語圏の中での教育、国際理解教育なんですね。そういったときに、ちょっと今は休止していますけど、中国の濰坊市と友好都市交流していますけれども、英語圏のところの友好都市交流、つまり、何も向こうへ行こうとか、来たりしてもらおうとか、そういうことじゃなくても、手紙をやるとか、いろんな方法があると思うんだけど、そういうことでの考えはないでしょうか。お伺いします。

○教育次長（河野政弘君）

ただいまお話がありましたように、中国の濰坊市との交流につきましては、発端は民間交流からの発展の中で、市も含めて交流を行っているということでございます。もし、そのような民間交流ですとか、そういうものがございましたら、そういう方なりを活用しながら、市の方も、そういう教育関係につきましても進めていきたいというふうに考えております。

○林 修三君

八街市には八街ユネスコ協会というのがあります。国際理解教育を深めるとき、いつでも、その力を、支援していくというふうに申しておりますから、そういった団体と学校と、いろいろ連携して、国際理解教育を高めていってほしいなと思います。

もう少しあったのですけれども、いろいろ時間も関係しますので、私の質問はこれで終わりにしていきたいと思いますが、どうぞ、申し上げましたように、一つ一つが市民のため、あるいは、明日を担う子どもたちのために、一つ一つ実現していくことを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で誠和会、林修三議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○中田眞司君

それでは、代表質問、林修三議員の平成27年度予算についての関連質問をさせていただきます。

まず、商工の推進についてですけど、平成27年度の農林予算は前年度比さらに5.9パーセント減の745万5千円の削減です。これで八街市の商工業が復活していくとは考えられません。

まず、とりわけ平成27年度に力を入れている施策について、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

商工業の新年度予算の削減といたしましては、中田議員がおっしゃいましたとおり745万5千円の減ということで、マイナス5.9パーセントの減となっております。一般会計の構成比率で申し上げますと平成26年度と同様で、0.6パーセントの予算となっております。

予算全体が削減となっている中で、主な理由といたしましては一般職の人件費、これで申

し上げますと５５７万円の減。

あと、中小企業金融対策費の預託金でございますけれども、こちらの方も５００万円の減が主なものでございますが、中小企業金融対策費の預託金の減といたしましては、貸付融資残高が約２億５千万円から６千万円であります。その預託金の１０倍で考えますと３億５千万円まで融資可能となります。１億円の幅がありますので、今回の予算では対応が可能かということで、５００万円の減をしております。

また、増でございますが、消費生活対策費におきましては、平成２６年度まで、相談員が２名体制の週２日でありました。これが平成２７年度からは２名体制を週４日とすることによりまして、相談業務の充実を図るということで、２名体制を週２日から４日にしたということで、増員といいますか、それらの対応を商工費の充実で図ったということで、取り込んだところでございます。

○中田眞司君

なかなか商工会、商業市街地の復活、活性化というのは非常に難しいものがあるわけですが。たしか中小企業の貸付金というのがありましたよね。中小企業資金融資預託金ですか、今言ったのは。この辺の３千５００万円ぐらいの予算の中で、今どのぐらい利用されているのか、わかりましたらお願いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在交付しております、先ほど融資残高で申し上げましたけど、約２億５千万円、受付融資残高がございます。預託金全体額は平成２６年度では４千万円が３千５００万円ということで、５００万円を下げたという預託金になっております。

○中田眞司君

その貸付金、今言ったのですけど、利用はどのぐらいあるのですか、年間に。毎年の予算組みだと思うんですけど。

○経済環境部長（吉野輝美君）

ちょっと今は資料がございませんので、後ほど。

○中田眞司君

市街地の復活ですか、活性化は非常に難しいわけです。今、どこの自治体をとっても、やはり、外郭には量販店あるいは外食産業、ディスカウントショップ、そういうものが進出してきているわけでございます。それによる中心街の空洞化というのは、どこの自治体でも頭を悩ませているところではないかと思えます。やはり、こういった商工の活性化あるいは中心街の空洞化の解消には、やはり、思い切った施策をとらないとなかなか解決できない。どこの自治体でも挑戦はしているのですけど、なかなかいい方向に向かない。八街もいろんな施策をもって、やっているわけですけど。

どうでしょう、市長、思い切って、本当にこれはどうなのかと。財政が厳しい中なのはわかるのですけど、思い切った施策をやらないとできないと思うんですけど、それについては市長、どうお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、中心市街地の空洞化という中で商工業の振興というのは、私どもとしてもしっかり取り組まなきゃいけないというふうに思っております。

そうした中で、南口商店街の皆様方のご努力によりまして、県の支援もあったのですけれども、買い物代行業というような形で、ある程度の活性化が図れているのかなというふうには思っているところでございます。こうしたことも、さらに拡大していかなきゃならないというふうに考えております。

また、今般、この議会で最終日、ちょっと日程はまだあれなんですけれども、プレミアム商品券の発行も、あの件につきましても一定の消費喚起、消費効果は出るのではなかろうかというふうに思っております。

あわせまして今、八街市は農業が基幹産業という位置付けの中でございます。そうした中で八街市が農業と商業、工業とが一体となった施策を展開しながら、今まであった商店街もシャッター通りにならないように、私どもも考えているのですけれども、特に1点、今、落花生につきましては、こうした努力が少しずつ今、出てまいりまして、落花生商店の方々においては一定の意味での活性化は出ているのかなというふうに思っております。

今後ともしっかりと、中心市街地の商店街がシャッター通りにならないように、そして、いろんな意味での、高齢者がこれから増えていく中での買い物の代行業を含めた中での、そして、中小に対する支援も含めて、商店街が活性化をさらにするように努力してまいりたいというふうに思っております。

○中田眞司君

今、市長の方からご答弁いただきました。やはり、どうしても思い切った施策というと、お金を投入しなきゃならないような政策ではなかろうかと思えます。台所が厳しいことはわかっておりますけど、商店街の活性化ということで、どうぞ思い切った施策がとれますよう、ひとつお願いしたいと思えます。

○経済環境部長（吉野輝美君）

先ほどはすみませんでした。融資希望の関係ですが、15件から20件で、8千万円から1億円の規模があるということです。

○中田眞司君

ちょっと昼を過ぎているのであれですけど、続けさせていただきます。

次に、農林水産業費、農業振興について、お伺いいたします。

まず、平成27年の農林水産業費ですけど、全体に占める割合が1.1パーセント、金額にしますと2億2千471万5千円ということになっているのですけど、非常に八街の基幹産業と位置付ける中での予算としては、本当に小さな予算でございます。まず、ほかの自治体、農業を基幹産業と位置付ける自治体が近隣にあるわけですけど、その自治体と比較しますと、内容はともかくとしまして、非常に八街は少ないような予算を組んでいるわけでございます。そういった中で、今も申し上げましたけど、やはり、事業をするにはどうしてもお

金がかかってしまう中で、農業振興に対しては質問がいろいろ前からありますけど、農林振興につきまして、質問したいと思います。

ちなみに、近隣をちょっと聞いたのですが、近隣の富里さんの予算は3億2千万円ほど計上しているということを聞きました。

今の質問について、ご答弁をお願いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

本市の予算として農林水産業費が1.15パーセントということで、低いのではないかとということでございますが、平成27年度の農業振興の増額的なことで申し上げますと、後継者対策事業費、こちらの方では850万円増額させていただいております。これらによって新規就農者の支援、育成、確保を図ると。親元就農の方々ですと、やはり休耕、耕作放棄地になる可能性も強いですので、農業を継いでいただく方を支援するというで、そちらの方の増額をさせていただいております。

また、省力化機械あるいは施設、これは、高所得収入につながる施設化を進めるために施設の導入、あるいは、省力機械の導入に対しまして、引き続き助成を行っていききたいというふうには考えております。

また、本市の農産物のPRにつきましても引き続き行っていくとともに、新規事業といたしましては、農地法面の草刈り、あるいは、水路の泥上げといった農業環境の保全に努める、こちらの方の農業団体に助成している事業を盛り込んでいる。これらによって本市の農業活性化につなげていきたいというふうに考えております。

○中田眞司君

時間が過ぎましたが、続けちゃっていいですか。

○議長（湯浅祐徳君）

どうぞ、続けてください。

○中田眞司君

平成26年度、平成27年度事業の中での単費でたしか給付金というのかな、支援金という、配付するお金があったと思うんですけど、正確には何万円かな、新規就農者就農支援金ですか、平成26年度、平成27年度事業で計上してあったのですが、この辺の利用というのか、申請された人は何人ぐらいおりますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

予算の中での盛り込みといたしましては、継続される方が10名、あと、平成27年度中の新規の方5名分を計上させていただいております。これは、2年間の給付で月2万円、年間で24万円支給というような支援費でございます。

○中田眞司君

この支援金ですけど、2年間という限定付きですか。どうして2年という限定付きなんですか。新規就農の方はまたこの先、増えると思うんですけど、どうして2年に限定したのか、その辺を。

○経済環境部長（吉野輝美君）

市の単費による支援はあくまでも国の青年就農給付金事業、こちらの方の条件にそぐわない方、乗れない方を助ける関係で、主に、国の条件はかなりきつい、ハードルが高いところがございますので、そちらの方がどうしても望めない方を市単独で支援していこうということとで、2年間とさせていただきます。

○中田眞司君

国の事業といいますと、青年就農給付金ですか。これは別に2年という限りはないと思うんですけど。5年ですか。これも農業後継者就農資金、給付金ですね。資金というと、返済しなきゃならない。給付金は返済しなくてもいいようなんですけど。この利用には、2つの種類があると思います。準備型と経営開始型という2つの型があると思うんですけど、この給付を利用なさった方は何人ぐらいおりますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

経営開始型で申し上げますと、14名でございます。

○中田眞司君

今言ったのは準備型ですか、経営開始型ですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

開始型です。

○中田眞司君

準備型はいないのですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

窓口は県なんです。

○中田眞司君

今の話を聞きますと新規就農者が増えているという判断でいいと思います。1つ、八街の基幹産業である農業を活性化するには、やはりどうしても、もとがいなくては活性化にならないわけです。

最後に市長に聞きたいのですが、今は八街というより各自治体どこでも同じだと思うんですけど、農業の後継者、農家の後継者あるいは担い手というものが非常に減っております。その原因の1つとしては、とにかく農家をやりたくない、農家が嫌いだということが一番の原因だと思うんですけど、どうして、そういった農家が嫌われるのか、また、農家に就農しないのか。かつては市長も農業者であった。今も農業者かもわかりませんが、かつての農業者の立場から、どういうお考え、どういう理由で農家が嫌われているのか。その辺で考えるところがもしありましたら、1つ答弁よろしくお願いします。

○市長（北村新司君）

農業につきましては先ほども答弁しておおり、基幹産業は農業ということで、八街としては位置付けております。

今、中田議員からのご指摘のとおり、担い手が大変、今は少なくなっている状況がござい

ます。一部では、住野地区では後継者が徐々に増えているのかなという感はいたしますけれども。原因といたしまして、価格が不安定、それから、重労働、あるいは、婚活ではないですけれども、嫁さん不足というようなことが、大きな点で取り上げられるのではないかと考えております。

しかしながら私は、EUやスイスあたりでは、ほとんど、国が一体的になって農業を大事なものとして位置付けておりますし、しっかり国で応援するシステムを構築しております。こうしたこともぜひ、今の国の農林水産を振興する上で、1つの起点として今後とも検討していただけないかということ、願っているところでございます。

そうした意味において、八街市が今後どう農業後継者を育成、そして、農業を盛んにするかということでございますけれども、今は農地バンク、いわゆる農地中間管理機構等々の制度がございまして、その中で、農地につきましてはそうした制度を有効活用して維持してもらいたいというのが国、県の方針でございます。市といたしましても、農業委員会等々を中心として、この制度を今後とも理解していただくよう、周知していかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、まだまだいろんな課題があろうかと思っております。

それはともかくといたしまして、八街市は今後とも、夢のような農業だというふうに思っただけのような農業施策も展開しなきゃならないというふうに思っております。後継者に農業はいいなというふうに思っただけのような施策とはどういうものかということでございますけれども、実際的には、いろいろな苦勞がございまして、まずは、農業研究会を中心にした中で、指導農業士の方々、あるいは、グリーン八街園芸部、あるいは、農家組合連合会の方々のご意見はもちろん拝聴しなければならないのですけれども、どうしたら八街市の農業が活性化するかということは、恐らく今、農業に従事している私も含めて、それぞれがみんな、熱い思いは持っていると思います。

このまま行ったら農地がみんな休耕地になってしまうよ、そう思っております。そうした中で先ほど申しました農地中間管理機構、あるいは、農地バンクの活用につきましても一定の効果、一定の活用はしなきゃならないと思っておりますけれども。

それよりも何よりも、八街の落花生を中心とした全国で名だたる野菜、スイカ、トマト、ニンジン、サトイモ等は全国屈指の産地でございます。こうしたことを今少しだけトップセールスしておりますけれども、これらの点を全農家挙げてPRして、八街市が、全国一おいしい農産物を算出している八街市であるというようなこともPRしながら、価格安定に向けた、そして、土台作りをまず構築しなきゃいけないと思っております。

そうしたことを踏まえた中で、先ほど申し上げました諸団体の皆様のご意見を拝聴して、そして、何よりも後継者に喜んでいただけるような環境。特に、後継者に嫁さんがいないという大変厳しい状況がございまして。そうしたことも含めて、婚活もしなきゃならないと思っております。八街市が農業で、これから北総台地の中で中心となって頑張っていただけるような環境作り、これは八街市の大きな課題でございます。

こうしたことを踏まえまして、今後とも市長会でも発言してまいりたいと思っております。

けれども、先般、丸山議員にもちょっと申し上げましたけれども、国の品格は農業、農村であると、私は思っております。そのことを土台にしながら、ぜひ八街の産業である農業がしっかりとした中で後継者が育って、そして、嫁さんにどこの家にも来ていただけるような農業、そうした環境にするのが私の今考えている農業でございますけれども、それには、ここにおられる議会の議員の皆様方のご意見、ご支援、ご協力が必要でございます。ぜひ八街市がすばらしい農業を作れる、すばらしい農産物を作れるまちであるということをさらにPRしながら、しかしながら経営が安定してできる、そのような施策を含めた環境整備、そして、農業をやっていてよかったというようなまちにするよう、今後とも皆様のお力添えをいただく中で努力してまいりたいと思っておりますので、逆によろしくお願いしたいと思っております。

○中田眞司君

どうもありがとうございました。

私も議員になってから12年目を迎えるわけですが、その当時も同じような質問をしました。なかなか農業の振興、あるいは、活性化についての具体的な案が出ないような気もしております。しかしながら、先ほど、こういった新規就農者の支援金あるいは給付金を利用している方が何人か出てきたということであって、後継者の問題が一步前進したかなという気もいたします。どうぞこの後もまた農業振興あるいは農業活性化のために2歩、3歩前進しますことをお願いいたしまして、私の質問を終わろうと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

これで中田眞司議員の関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時20分から再開します。

（休憩 午後 0時19分）

（再開 午後 1時20分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに関連質問はございませんか。

○山口孝弘君

林修三議員の関連質問をさせていただきます。

教育問題について、質問させていただきます。

先ほど教育長の答弁の中で、道徳教育推進にあたり教師を中心にとという答弁でございました。この先生への具体的な支援体制について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

本市の小・中学校では、小・中学校の学習指導要領に基づいて、これまでも道德教育の指導を充実してきたところでございます。現状では、校長の指導監督のもとで各学校によります道德教育推進員が具体的に計画を練って、それぞれの学校の道德教育の充実に努めている、そういう体制であります。それを教育センター等、八街市の教育委員会がサポートするという形を、体制としてはとっております。

以上です。

○山口孝弘君

2018年には道德を教科化するという答申も出されているようです。これからの子どもたちの健やかな成長を図る上では、道德というのが本当に重要視されているんだなと感じる次第でございますので、ぜひとも力を入れていただきまして、よろしくお願い申し上げます。

また、特別支援教育。本年度、新年度からインクルーシブ教育の本格実施にあたる年になります。特別支援を要する児童・生徒について、本人が希望すれば普通学級で学習が可能になるわけでございます。その体制はどのようになっているか、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

インクルーシブ教育は共生の中での教育ということでございますので、そういうお子さんがございましたら、必要な体制、また、施設整備等も含めまして、教育委員会といたしましては体制を確保していこう、というふうに考えております。

○山口孝弘君

特別支援教育支援員を23名から24名に増やしたというところですが、例えば、今、特別支援学校に通っている子どもが普通学校で教育を受けたいという考えもあるやに聞いております。そういった際にも迅速に対応しなければならない。なおかつ、学校は体制を整えるだけでなく、拒否もできないということでございますので、しっかりとした迅速な対応を、その際には教育委員会としても対応をお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

あともう1点、先日、八街市からミュージカル・アニーの主演が誕生いたしました、前田さんが誕生いたしました。大変喜ばしいことでございます。また、八街市二州スポーツ少年団女子のミニバスケットチームが全国大会への出場を決めたということで、大変喜ばしいことが2点もあった次第です。

そういった観点から、学校と家庭と地域が連携して教育を支えるという観点からも、地域というところに着目しますと、例えば、スポーツ活動、課外活動になりますけれども、そういったところの際の支援であったりとか、学校現場サイドからの、そういった地域活動に対して、先生方が、例えば、スポーツ活動に対して、子どもたちの適性を見て、この子は絶対にスポーツをやった方がいいな、この子はスポーツをやればもっともっと成長できるなというところが多々、見えると思うんです。

今の八街市の課題としては、学力、そして、不登校の問題だと思います。やはり、スポーツ活動とか文化活動に真剣に取り組んでいる子どもたちは、学力も伸びますし、不登校にも

ならないというふうに、私は感じる次第です。その際の学校の体制であつたりとか、支援体制はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

今、議員のご質問は幼小中高連携教育の中にあります学校と地域の連携の部分のお話かと思えます。

学校としまして、そういう子どもたち、お子さんたちの頑張っている姿については常に励まし、支援をしているところでございます。特に、スポーツ、文化活動につきましましては各学校で精いっぱい、それぞれの担任、管理職を含めて、励まし、支援しているところだと、私は思っております。特に、学校を離れた課外関係、そして、課外授業といいましょうか、そういうものに関しては、学校教育で得られない部分を得られる、非常に大事な部分だということも、全教職員が理解しているところでございます。ただ、特定の団体さんに、この子はこういう素質があるから向いていますよという、そういう紹介は今現在しておりません。ただ、地域にはこういうスポーツ団体、文化団体がありますよというポスターとか、そういうものを通して紹介はしております。今現在はそういう状況でございます。

○山口孝弘君

なぜこのような質問をするかといいますと、一時期はスポーツ少年団に加入している子どもたちが1千名を超えておりました。しかしながら、近年ではスポーツ少年団に加盟している子どもたちは367名程度に、かなり減少しております。

もちろん、林修三議員も一時は指導者として、学校の教員でありながら指導者として活動されていて、学校以外の子どもたちの顔を見ることができたはずなんです。

やはり、スポーツを通じて、課外活動を通じて、学校だけでは得られないものも得られるということで、ぜひとも学校の教職員の方にも、課外活動であつたりとか、スポーツを通じた人間形成を図っていく上で、ぜひともスポーツ、文化活動に対して、もっと支援していただきたいなというふうに考えるのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほども私の方で話をさせていただきましたけど、課外、学校を離れた部分でのスポーツ、文化、そういうものに子どもたちが参加することに非常に大きな教育的意味があることは各学校も承知しているところですし、これからそういうところに参加する子どもたちが増えるように励まし、そして支援はしていきたいと思えます。

ただ、やはり、学校という性質上、特定のスポーツ、特定の団体に個人を、どうですかというふうに向けることは難しい部分がありますし、教師、教員がその中に入って、教員として特定の団体を指導することというのは無理があると思います。ただし個人として、一個人として、その団体に入って一緒に活動することについては、こちらの方としては問題ないと判断しております。

○山口孝弘君

教員という肩書とは別に、一個人としてならどんどん活動してもいいということで認識しました。

八街市の子どもの現状は、学校だけではなかなか支えられないところがあります。地域と家庭と学校が連携してこそ、初めて力が発揮できるものと感じておりますので、その点をご理解の上、先生方にも本当は入っていただきたいのです。もっと参加していただきたいですし、スポーツに対しての理解も、課外活動に対しての理解ももっと深めていただきたいというのが本音です。なので、今なかなかそういった中で制限、制限といいますか、なかなか活動できていない、参加できないという現状もあるやに、ちょっと伺っておりますので、ぜひともそういった活動に対しては積極的に参加できるような体制が、本来であればできればいいなというふうに願っておりますので。全ては子どもたちの成長だったり、夢や希望を育てるためでありますので、よろしくお願いいたします。

私からの質問は以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ありませんので、これで関連質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の代表質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。それでは、会派を代表いたしまして、質問を行います。一問一答で行わせていただきます。

質問内容は、1項目が、平成27年度予算案について。

次に、地方創生交付金活用について。

3番目には、水道課と下水道課の統合について。

4番目に、新たな公会計の導入について。

最後に、有害鳥獣対策について。

以上の5項目について、質問を行います。執行部の皆様には明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、平成27年度予算案につきまして。

先ほど来、午前中から誠和会の代表質問、また、関連質問で多くの質疑がなされておりますので、若干重複するところもあると思いますが、できるだけ観点を変えた形で質問してまいりたいと思います。

平成27年度予算は北村市政の第2期のスタートにあたり、市長の目指す活力と希望あふれる、誰もが住んでよかったと思えるまちの実現への大切な予算案、第1歩となります。一方、本市をはじめ、多くの地方自治体は極めて厳しい財政状況にあり、その運営についてはさまざまなご苦労があったと思います。

そこで、最初の質問、1問目は、財政運営の状況をどのように把握し、予算化に充てたのか、この点についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の決算につきましては、平成13年度から連続して実質単年度収支が赤字であること。平成26年度9月補正予算後の財政調整基金残高が約7億円まで減少したこと。扶助費等の義務的経費を含めた経常的経費が年々増加していること。経常的一般財源の規模を示す標準財政規模は平成22年度から同水準で推移していること。そして、これらの状況を踏まえ、平成26年10月に作成いたしました中期財政推計で、何らの対策をせず市政運営を続けた場合、財政調整基金をはじめとする各種基金は、平成28年度には枯渇するおそれがあると算定されております。

このため、予算編成にあたっては、歳入に見合った規模の通年型予算を編成することが求められ、基金に依存しない財政運営を早期に実現しなければなりません。予算化にあたっては、先ほど林議員に答弁しましたとおりでございます。平成28年度の予算編成が八街市の正念場になるものと考えており、少しでも余力を残した上で行財政改革に取り組みたく、平成27年度の予算編成にあたったところでございます。

○川上雄次君

市長から、ただいま答弁がありました。大変厳しい財政状況にあることは、その内容からよくわかるのですけれども、昨年の出納閉鎖後の本年度予算案を作っている過程において、こういった厳しい状況にあるということを、いつの時点で掌握されていたのか。財政課としてのお話を伺いたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

財政状況が厳しいというのは、もう既に、以前から申していたところでございます。先ほど市長の方からも答弁ございましたけれども、財政調整基金が年々減っているという状況の中で、後年度以降の予算編成が難しいという状況については、私どもが予算編成方針を出す10月に大体、概ね、かなり編成は厳しいのではないかというふうに認識していたところでございます。

○川上雄次君

10月という数字が今、出ましたけれども。今回は本当に、職員の皆さんの給与の減額という非常に大きな、皆さんにとっても、本市にとっても大変な状況にあります。

この要因の1つには、私は現金主義の単年度会計ということが1つ、あるのではないかと。これは後の項目で触れたいと思いますけれども、やはり、財政の見える化というものがもっと明らかにならなければ、そういった状況が続くのではないか。このように思っております。

財政健全化指数というのがあって、本市においても、監査委員の監査の中でも、数字的には是正、それを指摘する項目がないというような報告が上がっておりますけれども、実際の運営にとっては非常に厳しい状況が続いている。これについてはしっかりと財政の見える化

をして、そして乗り越えていかなきゃいけない問題ではないかと。このように思っております。

そうした中で、今般の予算案について、北村市長の2期目のスタートにあたって、スタートとしていますけれども、予算案を作っていくにあたって、市長のビジョンというものをどのように活かしてらっしゃるのか、その点について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度の予算編成における行財政改革の取り組みにつきましては、費用対効果の分析や執行方法などにつきまして、全庁的に見直しを行うよう通知するとともに、民間活力の積極的な活用や外部評価結果に基づき決定いたしました市の対応方針につきましても、予算要求に反映するよう通知したところでございます。

その結果、長寿祝金支給事業などを見直させていただいたほか、市民との協働による公園管理に取り組むことを目的に、平成26年11月には公園サポーター制度をスタートさせ、現在、モデル事業として泉台区で活動しておりますシニアクラブの「いずみ会」に、榎戸第一児童公園の環境美化活動を行っていただいているところであります。また、敬老会事業や市民体育祭事業などの今後のあり方につきましても、関係諸団体と協議し、平成27年度中には一定の方向性ができるよう検討してまいりたいということでございまして、行財政改革を通じた中でしっかり予算編成を行ったところでございます。

○川上雄次君

ありがとうございます。

財政が大変な状況ですけれども、財政健全化への道筋を示すというふうに述べられておりますけれども、この筋道についてはどのような考えなのか、もう一つ、深く答弁いただければと思います。

○市長（北村新司君）

あわせて、ビジョンに向けてということも含めまして、答弁させていただきます。

平成27年度予算及び将来に向けての財政運営につきましては、私の予算編成方針あるいは市政運営方針でお示しました。

先ほど行財政改革ということで、そのことに絞って答弁したところでございますけれども、短期的な視点から、平成27年度予算編成につきましては、徹底した経費の削減に努める一方で、市民サービスの維持向上に留意しながら、必要な経費につきましては継続して予算付けをして、また、予算を増額して充実を図ったところでございます。

また、健全財政を堅持し、将来にわたって安定した財政運営をしていくために、従来の基金に依存した財政体質を改善していく必要があるものと考えております。具体的には、特別な事情がある場合を除き、その年の支出にかかる財源はその年の収入において賄うということでございます。収支バランスのとれた財政体質に転換することは容易ではございませんが、財政規律を守った持続可能な財政運営を行うために、避けては通れないものであると考えて

おります。

また、本市の財政構造を改善し、財政力を高めるために、収入における自主財源の確保として、税収や使用料、手数料などの割合を一層高めていかなければならない一方、支出におきましても全事業を例外なく総点検し、必要性や有効性を厳しく検証するとともに、無駄を排除しつつ施策の厳選化を図るなど、これまで以上に思い切った行財政改革を推進していくことが必要であると考えております。

中長期的には、この行財政運営を踏襲しつつ、八街市総合計画に基づく将来ビジョンによりまして、愛着や魅力を感じていただける街づくりに取り組んでまいりたいということが、念頭にございます。そうした意味合いを持った中で、先ほど申し上げましたとおり、予算案につきましては行財政改革を一層推進するため、先ほど答弁したとおり、同時並行の中で行ったところでございます。

○川上雄次君

答弁大変ありがとうございました。

行財政改革につきましては、平成23年度から平成26年度までを目標年度として、平成26年度に行財政改革の1つの区切りが終わったわけですが、この行財政改革の推進の責任者でありました副市長に、この4年間を振り返っての行財政改革推進の取り組みについて、振り返ってお話いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副市長（榎本隆二君）

行財政改革ということでございますけれども、4年間という話でございましたが、私はそのうちの1年間という形になるかと思っておりますけれども。

非常に厳しい財政状況の中で、いかに重要性、そして、早急に手当てしなければならない事業であるとか、そういったものを勘案しながら無駄を削減して、一方で、やはり、収入の確保という意味では、税収に関しましては私は徴収対策本部の方も任されておりますけれども、徐々にではありますけれども、徴収率の方も若干上向きに変わってきているというような中で、一気にできるかという、やはり、できることが限られてくる部分もあるかとは思いますが、少しでも市の財政状況をいい方向に、健全化に向けて努力していくために取り組んできたというつもりでございます。

○川上雄次君

ありがとうございました。

続きまして、次の項目に入りますけれども、地方創生交付金の活用について、お尋ねしたいと思います。

政府は昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日本全体の人口減少への展望を示した長期ビジョンとして、地方創生のための今後5カ年の総合戦略を決定して、全国の市町村に2015年度までに、地域の実情を踏まえた地域版総合戦略の策定努力義務を課しております。これら地域創生の一環として、国の2014年度の補正予算で、地域消費喚起・生活支援型として2千500億円、地方創生先行型として1千700億円の大

型交付金を決定しております。単純計算で、全国市町村に平均で2億円以上が配分されると報じられております。

そこで質問いたします。国の2014年度補正予算の大型交付金の本市への影響額をお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

我が国が地方創生に向け実施する、地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、2つのメニューが用意されております。

1つ目は、地域の消費喚起など、景気の脆弱な部分にスピード感を持って、的を絞った対応が求められる地域消費喚起・生活支援型であり、プレミアム付き商品券の発行などの事業に活用することが可能であり、本市への交付限度額は1億1千89万8千円との通知を受けております。

2つ目は、仕事作りなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促す地方創生先行型であり、UIJターン助成などの事業に活用することが可能であり、本市への交付限度額は6千624万1千円との通知を受けております。

市では現在、事業案の策定中であり、この3月定例会の最終日に追加議案として上程したいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

ただいまの地域消費喚起・生活支援型で1億1千89万円というお話がありましたけれども、それについては県の方の交付金の上乗せ分があると思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

県の上乗せ分といたしまして、現在こちらで通知を受けているのが、3千634万6千円ということでございます。

○川上雄次君

大変財政が厳しい折、こういった大型の交付金いただけるということは、地域の活性化、八街の発展のために非常にありがたい交付金である、このように思っております。

また、もう1点、地方創生先行型については6千600万円という話がありましたけれども、これについては、事業の内容によっては国の方でさらに300億円の上乗せを図るということも聞いているんですけれども、これについての情報はお持ちでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

現在のところ、当初からこちらの方に通知が来ていますのは、先ほど市長答弁にあったとおり6千624万1千円ということです。その後の上乗せ等については、まだこちらの方には連絡等が来ていないという状況でございます。

○川上雄次君

単年度ではなくて、昨年度からの部分もあって、かなり上乘せ部分も期待できるので、しっかりと。これは内容次第ということなので、先行型も、知恵を出し合って、そして手を挙げていきたい。このように思います。

そこで、プレミアム付き商品券についてなんですけれども、千葉県内では全部の市町村で取り組むと。全国的にも多くの自治体に取り組むということになっております。これから決めなきゃいけない部分があると思うんですけれども、大まかに、1万円の商品券でプラスアルファの商品券のプレミアムが発生するわけなんですけれども、ぜひとも、今は1万円で1万3千円の商品券を発行と、そういう自治体が増えていると聞いております。

本市でも、ぜひとも1万3千円を発行するような取り組みを期待したいのですけれども、これについて答弁いただけるでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問1、誠和会、林修三議員にも答弁しましたとおり、政府が地方創生に向けた平成26年度補正予算に盛り込んだ交付金事業で、プレミアム付き商品券発行事業は、地域住民生活等緊急支援のための交付金でありまして、地域消費喚起・生活支援型として、本市に1億1千89万8千円を限度として、さらに、県も同じ交付金事業を活用し、プレミアム分の上乗せとして3千634万6千円の交付が予定されております。この事業につきましては、地域の消費喚起など、景気に脆弱な部分にスピード感を持って、的を絞った対応をすることとしており、県内54市町村全ての自治体でプレミアム付き商品券の発行を予定しているところであり、ほとんどの自治体で商工会議所及び商工会に委託し実施する予定でおりますので、本市におきましても、国及び県の交付金を八街商工会議所に補助金として交付いたしまして、プレミアム付き商品券発行事業の実施をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては内容を精査しているところでありますが、市内の参加加盟店で利用できる商品券を、8月頃の販売を目途に準備を進め、プレミアム率に関しましては、近隣市町と同様なプレミアム率になるよう、各自治体間の情報を共有して決定したいと考えております。

この商品券が発行されることで、市内の消費喚起を促す絶好の機会と捉え、市内の商工業の活性化と消費拡大につながるものと考えております。

また、特産品の啓発につきましては、別枠事業の交付金で、地方創生先行型として、本市に6千624万1千円を限度として交付予定でおりますので、国の審査を受け、事業決定された場合には、交付金事業の1つとして、本市の観光及び特産品のPR費用としてパンフレット等を作成する予定でもおります。いずれにいたしましても、今回の交付金を有効に活用いたしまして、本市のさらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

本当に市民の皆さんにとっても朗報でございます。

これから精査されるというお話ですけれども、方向性というか、使い勝手のいいプレミアム商品券でなければいけないと、そのように思っております。例えば、買い物代行サービスなどにも使ってもらおうとか。あと、他市の例を見ますと、商品券の中には学習塾の月謝だったり、旅行券、旅行の費用だったり、非常に市民の皆さんに喜んで使ってもらえるような内容とか。

あと、商工会議所の加入促進にも結び付くのでしょうかけれども、事業者の数を増やしていく。プレミアムを発行するところ、また、使うところを増やしていくことが活性化には大事だと思うので、それについても、今までにないような発想で、使いやすいような取り組みをお願いしたいと思うんですけれども。窓口としては商工課が担当するのでしょうか。どこが担当するのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

このプレミアム付き商品券については商工課が担当となりますが、先ほどの商品券の利用の制限的なものでは、現在、切手やら印紙、図書券、プリペイドカード等には活用できないような内容は聞いております。

○川上雄次君

これは一般の新聞報道なんですけれども、先ほど言ったような利用範囲を広げて使い勝手をよくしているというところもあるようなので、その辺の調査研究をお願いしたいなど、このように思います。

あと、商品券の有効期限なんですけれども、一定期間が終わると供託しなきゃいけないというような制度があったのですけれども、国の方では使い勝手をよくするために、供託期間を延ばすというようなことも聞いております。その辺については情報が来ているのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

それらについての情動的なものやら、実施要領的なものもまだ決定しておりませんので、それが決定次第、8月以降の発行ことで今は準備しておりますので、それらについても検討してまいりたいというふうには考えております。

○川上雄次君

日本商工会議所から国の方に、プレミアム付き商品券の発行に関する規制緩和についての要望が昨年来から出ております。そして、経済産業省の方ですか、これについては前向きな話も聞いておりますので、ぜひとも使い勝手のいい形でできるように。また、今回のプレミアム付き商品券につきましては、一過性のものではなくて、地方版総合戦略の一環として位置付けられているということですので、今後5年間を見据えたさまざまな施策の1つであると思いますので、そういった意味では関係機関とも協力しながら、使い勝手のいい、そして、地方活性化に結び付く、そういった取り組みにしていきたい。このようにお願いいたします。

続きまして、次の項目になりますけれども、本市の組織の大きな変更をお願いしたいと思っております。

1 つは、水道課と下水道課の統合についてであります。

総務省から本年 1 月に通達がありましたけれども、地方公営企業法の概要に関するマニュアルを発表しまして、公営企業が普及、拡大の時代から経営の時代へと転換期を迎えたこと、また、少子高齢化、資産増や施設の老朽化、さらには、情報公開の要請等、そういった時代背景をもとに、地方公会計の範囲を拡大していくという形の中で、下水道課を企業会計にしていくという方向性を出しております。具体的には今後、平成 27 年から平成 31 年の 5 年間で公営企業化に取り組むようにと、そのような通達が 1 月に出ております。これについて、企業会計の会計制度の見直しについて、どのようにお考えか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増している中、下水道事業の経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。そこで、経営成績や財政状況など、自らの経営状況の的確な把握が可能となるように、法適用により資産台帳を整理した上で、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成する公営企業会計に移行することが必要となります。これによりまして、類似の公営企業との比較が可能となり、経営のさらなる健全化に繋がるものでございます。

なお、地方公営企業法は、全ての公営企業に一律に適用されているわけではありません。下水道事業については任意適用とされており、その状況は平成 25 年度末におきまして 14.8 パーセントにとどまっていることから、下水道事業につきましては、特に法適用が必要な事業とされ、骨太の方針 2014 において法適用の推進が記され、本年 1 月 27 日付で、総務大臣より公営企業会計の適用の推進について要請がなされたものでございます。

これによりますと、平成 32 年 4 月までに、人口 3 万人以上の下水道事業につきましては、法適用移行が必要とされているものでございます。また、千葉県の調査によれば、県内下水道事業では既に 5 団体が法適用済みであり、多くの団体が前向きに取り組む意向を示していることから、本市におきましても要請を履行し、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

市長に答弁いただきました。人口 3 万人以上の市はこういった取り組みをということが、国の方でも要請されております。

上下水道を一体化するということを、私は平成 18 年 6 月の定例議会で、このように質問しております。

事業の見直し、統廃合の一環として、特別会計の上水道と下水道を統合し、効率化を図るべきと思うが、いかが。このように、今から 12 年ほど前に質問させていただいております。

国の方がそういった形で動いてきて、環境が整ってきている。このように思っております。これについてはさまざまな、国の方の支援が行われるということも聞いておりますので、ぜ

ひとも組織のスリム化というか、基本的に上水道と下水道は重なり合う部分がたくさんあります。また、出入りしている業者も、同じ業者の方が上水道に行ったり下水道に行ったりと。料金徴収についても、市民の皆さんにとっては水道料金が下水道料金とリンクしているわけです。そういった意味で大変重なるところが多い、市民の皆さんの利便性の上でも、上下水道が一緒になった方がさまざまなメリットが生まれると思います。また、そういった組織を集約化したことによって、人員が浮いた部分を、現在、市の方では職員の不補充ということで、なかなか新規の職員を募集できない状況にありますので、一番大変なところでそういった人を回すこともできるのではないかと、このように思いますので、スピード感を持って、これについては取り組んでいただきたい。

ただいま申し上げました上下水道の一体化、統合を進めていく場合には、どこのセクションが担当して進めていくのか。これについて、お伺いします。

○下水道課長（山本安夫君）

課の統合というお話でございますけれども、私ども下水道課サイドからしますと、平成32年4月に公営企業法になると、県の方から要請が来ているという形で、今後、今から基本的な方針、あるいは、固定資産の調査、あるいは、システムの運用方式等、いろいろな観点から、公営企業化するには3年か4年程度かかるのではなかろうかと思っております。

その間におきまして、課を統括しております総務サイドに、こちらの現状を話しながら、これが統合でよろしいのかどうか。あるいは、統合した場合に、仮に課はそのまま、その上に部ができる可能性もあります。ほかの市町によっても部ができる可能性もございます。そういうところを加味しながら、総務サイドと話していきたいと思っております。

○川上雄次君

下水道が公営企業化して、逆に人員が増えてしまっただけでは困るのですけれども、そういった意味では、上下水道課という形で取り組んだときには、水道課長がいらっしゃるので、水道課の施設の中で下水道課と一体化した場合、スペース的には確保できるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○水道課長（金崎正人君）

水道課の施設は榎戸に現在ありますが、その中で、今、現状の下水道課の職員数等を勘案しますと、配置は可能ではないかと思っております。ただ業務内容、それぞれの今後の見直しの中で、人数等がある程度確定してこようかと思っておりますので、現段階で現状の人数を勘案すると可能ではないかということで、お答えさせていただきたいと思っております。

○川上雄次君

会計自体は一体化が難しいかもしれませんが、1つの課として簡素化した組織にしたいなと、このように思っております。また、水道課は企業会計のいろんなノウハウをお持ちでしょうから、下水道についても、そのノウハウを提供していただいて、これもスピード感を持ってお願いしたい。このように要望いたします。

続きまして、新たな公会計制度について、お尋ねいたします。

現在の地方公共団体の公会計制度は現金主義、単年度会計であり、ストックの情報、または、コストの情報というのが欠如しております。そこで総務省では今年の1月23日に統一的な基準による地方会計の整備促進について発表いたしまして、あわせて統一的基準による地方会計のマニュアルを公表しております。内容は、統一的な基準による財務処理、これは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務処理4表ですけれども、この作成を行うようにということで、通知が来ております。そこで、本市での総務省方式による財務処理4表の作成について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方公会計の整備促進につきまして、総務省より、平成27年度から平成29年度までの3年間で、年度末時点における資産とその調達財源を示す貸借対照表、1年間の行政サービスに費やされた行政資源の額を示す行政コスト計算書、貸借対照表の純資産の1年間の変動内容を示す純資産変動計算書、資金の収支状況を経常的な行政活動、公共投資、その他の行政活動を3つに区分して示した資金収支計算書といった、4種類の財務書類を統一的な基準により作成するよう、通知を受けております。

新しい地方公会計制度は、現行の現金主義による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用が期待されるものでございます。

本市におきましては、既存の決算統計データを活用した簡易な作成方式である総務省方式改定モデルによる財務書類を作成しておりますが、本格的な複式簿記を導入していないことから、財務書類を作成するにあたり、必要な事業別または施設別の分析ができていないことや、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分ではないといった課題がございます。

今後、地方公会計の整備にあたりまして、国または県から各種情報が発信されることと思いますので、当該情報を活用しつつ、事務を進めてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

この公会計の導入につきましては、総務省から、今年度から特別交付税措置を行う、または、会計ソフトも無償で提供されると、このように聞いております。財務4表を作っていく上において、基本的な固定資産台帳の作成というのが最初に先行すると思います。そういった意味では、3年と言わずにすぐに取りかからなきゃならない、そういった喫緊の課題であります。

公会計の導入につきましては、東京都が一番早く導入し、その後、各自治体で導入した経緯を見ておりますと、やはり、準備期間が要ります。そういった意味では、すぐに立ち上げなければならないと思うんですけれども、どこのセクションがこれに取り組んでいくのか。

プロジェクトチームを作るというところも多く聞くのですが、本市の場合にはどの

ように取り組まれるのか。もうちょっと詳しいお話をお願いします。

○財政課長（佐藤幸男君）

地方公会計制度につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように1月に、統一的な公会計制度を始めるということで、情報が国から来ております。

この公会計制度は3年間という中で、総務省方式というふうな一本化した公会計制度にしなければいけないという中で、本来は当初予算におきまして固定資産台帳の整備というものも含めまして、公会計制度でやらなきゃならない事務でございますので盛らなきゃいけなかったのですが、できるだけ早く、台帳整備につきましては補正予算でお願いしたいというふうに考えております。公会計制度に関しての事務につきましては、財政課の方でとり行う予定になっております。

○川上雄次君

財政課だけで大丈夫でしょうか。内容的には全庁的な形で取り組まなければいけない問題だと思うんですけども。

今日ちょっとお持ちしているのは、町田市さんの財務諸表のダイジェスト版なんですけれども、これは、東京都方式を使って、平成24年から作っております。これによって、成果が上がっているか、または、税金が効率的に使われているか、明らかになってきている。市民の皆様にも市政運営に関心を持っていただいているというふうに、町田の市長さんが述べております。

私も公会計については前々から議会で質問させていただいておりますけれども、いろいろな研修会、勉強会等に個人的に参加しているのですけれども、全国の市の職員の方が手弁当でそういう会合に参加しておりました。そういった意味では、やはり、アンテナを張って情報をしっかり捉えて、財政が見える化することによって、予算運営にも資するような内容になると思うんです。

1つお尋ねしたいのですけれども、総務省からの、先ほど財政課長がお話しした通達の中で、一番最後の方に地域元気創造プラットフォームを作っておりまして、そこに調査照会システムがあると、情報提供しているというふうに出ていたのですけれども、それはごらんになったことがあるのでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今のプラットフォームというのは、私はちょっと承知しておりません。

○川上雄次君

一番最後のところに載っております。私が開こうと思ったら、地方公共団体専用システムということで、公共団体でない中に入れないということで、入れなかったものですから。調査照会システムのところで、さまざまな情報が提供されているようです。ぜひとも、それも見えていただいて、早期に、3年間ということですので、急いで実現していただきたい。そして、市民にも、また、議会にも財政の状況を。

今までの会計の現金方式ですと、決算が次年、2年後になっちゃう。ところが一般の公会

計、企業会計であれば半期、または、4分の1の3カ月ごとに会計が見える形になっております。そういった意味では、公会計でスピードを、もっと早く知るためにも、公会計制度をできるだけ早く導入していただきたい。このようにお願いいたします。

あと、次が最後の項目になりますけれども、5番目に有害鳥獣対策について、お伺いします。

地球の温暖化や耕作放棄地の増加、または、空き家の増加などによりまして、環境の悪化による有害鳥獣の被害が増えております。農業または市民生活への影響も多く聞いております。そこで、本市の有害鳥獣の種類、発生状況について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県におきましては、イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、ムクドリなどが、主に農作物に被害を及ぼす有害鳥獣とされております。

このうち、本市で確認されているものは、カラス、タヌキ、ハクビシン、アライグマとなります。

農作物被害の発生状況といたしましては、被害額で、平成23年度が170万円、平成24年度が280万円、平成25年度が65万円となっております。

○川上雄次君

ありがとうございます。

本市でもアライグマの被害が出て、驚いたのですけれども。市民の皆さんから私どもにもご相談なり、苦情なりで来るのが一番多いのはカラスなんですけれども。数百羽ではなくて数千羽いるのではないかというぐらい、電信柱にずっとカラスが、何列にもなって、とまっている。また、畑を黒く埋めるほどカラスがいるということで、非常に気持ち悪い、怖いという要望等もいただいているのですけれども。担当課では、この辺の苦情なり、相談なり、対策なりをされているのかどうか。カラスについて、まずお伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

カラスについての発生的なものは、市民の方から相談を受け、その対応としては猟友会の方々と相談の上、対応を図っているところですが、どうしても餌となる、畑に落ち実があったりするところには発生が見られるのが現状でございます。

○川上雄次君

カラスで悩んでいる行政はたくさん聞くのですけれども、わなで捕まえているという例も聞くのですが、本市で取り組んだことがあると聞いたことがあるのですけれども、それについての状況をお伺いしたい。

○経済環境部長（吉野輝美君）

本市においても箱わなによって捕獲しておりますが、その捕獲器を使うには資格的なものがございます。猟友会の方々、あるいは、本市の職員でも農政課と環境課の職員は資格的なものを持っていますが、それらで、先ほど言ったハクビシンやらタヌキへの対応もあります

けれども、カラスも同時に、捕獲の資格を持っている方が実施されているという現状は聞いております。

○川上雄次君

カラスの捕獲に取り組んでいる行政の話を聞きますと、かなり大きな箱じゃないと捕まえられないということを聞いております。大きな箱を作ると、１００羽ぐらい捕まえられたと、そういうのを、インターネット上ですけれども、１００羽とか４０羽とか、捕まえている事例が載っていました。ぜひとも有効的な捕獲方法というものを考えていただいて、特に、住宅が接近しておりますと、猟銃による駆除というのは難しい、できないというふうに聞いておりますので、その調査研究というものも、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、アライグマとかハクビシンについては、捕獲用のかごを貸し出しているのでしょうか。していただけるのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

市役所に数十基あります。それも、先ほど言ったとおり、資格的なものがございますので、職員が持って行って設置するような対策として、実施しているのが現状でございます。

また、先ほど市街地のカラスの対応の流れですが、箱わなもそうですが、箱わなに入った場合、ちょっと気持ち悪い、あるいは、声がうるさい等も発生しますので、それらも慎重に取り組む必要がございます。

また、ほかには、どうしても餌となる関係で、ごみステーションにも発生が考えられますので、そちらの方の相談についてはネットをかぶせていただく等のお願いをしているのが現状でございます。

○川上雄次君

先般、県議会の森田知事の答弁の中で、有害鳥獣が増えているということに対して、県としても補助金を出すということ、アライグマについては補助金、また、民間の業者に委託して駆除を行う、このようなことも載っておりましたので、これに関しては県の方の取り組みとも連携をとって、本市にも使えるところがあるのではないかと思いますので、その辺には積極的に取り組んでいただきたい。

このようにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で公明党、川上雄次議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 ２時２５分）

（再開 午後 ２時３６分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の代表質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄です。改革クラブを代表いたしまして、市長の政治姿勢、自転車駐車場問題、郷土資料館、道路事業、公営選挙問題の5点について、質問いたします。

質問の第1点目は、制度の創設に対する市長の政治姿勢についてであります。

これまで、市民参加街づくり条例、空き家対策条例、私道団地舗装側溝整備に対する助成制度の創設について、繰り返して質問を行ってまいりました。これらの制度創設は市長の言う、八街に住み続けたいと思える街づくりに欠かすことのできない問題であるとは思っておりますけれども、いまだかつて実現しておりません。

任期中におやりになる気があるのか、官僚的な答弁ではなくて、率直なお考えをお聞かせください。

次に、質問事項2、自転車駐車場問題について、お伺いいたします。

八街駅南口自転車駐車場の利用状況はどのようになっているのか。

②八街駅南口有料自転車駐車場の稼働率は5割を切っていると思いますけれども、稼働率の改善について、どのような認識をお持ちか。

次に、第2、第3駐車場の防犯対策。

④としまして、市役所自転車駐車場の管理状況。

⑤といたしまして、榎戸駅改築に伴う自転車駐車場の計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、質問事項3、郷土資料館について、お伺いいたします。

郷土資料館について、展示資料等について、関係職員の努力によりまして充実した内容になっておりますけれども、プレハブの建物であり、建て替えが必要ではないか。このように考えております。また、八街の歴史について1人でも多くの方々に触れ合ってほしい、このように願っております。利用者状況及び利用者を増やす対策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

質問事項4、道路事業について、お伺いいたします。

①八街バイパスの用地交渉に進展はあるのかどうか。その後の経過について、お尋ねいたします。

②八街十字路交差点の改良に対する市の姿勢は曖昧であります。どのような基本的な姿勢をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に③、409号線、歩行者の障害となっている箇所がございます。1カ所目は、八街ほ244付近で、垣根が歩道にはみ出して、歩行する方の通行に障害を来しております。2カ所目は、八街ほ380付近、屋根が歩道にはみ出し、歩行者の障害となっております。市はどのような認識をお持ちなのか、また、対策は可能なのかどうか、お伺いいたします。

次に、質問事項5、公営選挙、選挙公費の適正化について、お尋ねいたします。

選挙ポスター公費の上限額の適正化を図らなければなりませんけれども、選挙管理委員会

委員長はどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市長の政治姿勢について、答弁いたします。

（1）①ですが、現在、本市では、平成25年10月に公募市民、各種団体等からの推薦者、及び市職員41人で構成する八街市協働の街づくり検討会を設置し、ほぼ月1回ペースで集まり、本市に見合った協働の街づくり指針案の作成に向けて検討しているところでございます。指針案の作成につきましては、年度内を目途としておりますが、平成27年度におきまして協議会等を設置し、指針案について審議していく予定でございます。市といたしましては、最終的に広く市民の皆様方からご意見をいただき、本市の指針として定めたいと考えております。

ご質問の市民参加街づくり条例につきましては、協働の街づくり条例などの名称となる可能性はありますが、まずは、指針を定め、指針を市民の皆様様に周知し、定着した後に、条例づくりが始まっていくものと考えております。

次に②ですが、空き家対策等につきましては、昨年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、倒壊の危険や、衛生上、有害となるおそれのある状態の空き家を特定空き家等と定義し、特定空き家等に対して、市町村は、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、または、指導、勧告、命令が可能となります。これに伴いまして、所有者等を把握するための空き家等の立入調査や、固定資産税情報の内部利用が可能となります。

今後、国から出されます基本指針やガイドラインの内容を精査し、市条例の制定を含め、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に③ですが、私道整備助成制度の創設につきましては、平成25年12月定例会でも答弁いたしましたとおり、既に認定されている市道の中にも、未舗装の道路や側溝等の整備されていない道路が数多く存在していることから、必要な市道の整備を優先することを原則に、今後の財政状況等も勘案した中で、調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、自転車駐車場について、答弁いたします。

（1）①②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街駅南口自転車駐車場の利用状況でございますが、有料の第1駐車場につきましては、利用可能台数1千589台のところ、利用は593台で、利用率は37パーセントの状況でございます。また、無料の第2から第4駐車場につきましては、合計の利用可能台数が1千200台ほどであり、ほぼ満車となっている状況でございます。

次に、八街駅南口有料自転車駐車場の稼働率の改善についてでございますが、平成22年度から平成26年度までの利用率は、それぞれ52パーセント、48パーセント、46パーセント、42パーセント、37パーセントであり、年々、低下傾向にございます。

無料駐車場利用者は、有料の第1駐車場内を通り、駅に向かいますので、第1駐車場が空いていることは理解されていると思われますが、有料と無料が隣接しており、あまり利便性が変わらない状況にあることから、利用者が無料を選択しているのではないかと考えており

ます。

有料の駐車場の申請につきましては、毎年、八街駅自由通路内に11月の中旬から12月の上旬まで申請書を設置し、市に直接提出できない方のために、郵送での受付も行っております。また、これまで登録されていた方には、11月に翌年度分の申請書をご自宅に発送するなど、屋根があり、防犯カメラが設置してある第1駐車場をご利用していただくよう促すとともに、稼働率改善にも努めてまいりたいと考えております。

次に③ですが、八街駅南口の第1から第4自転車駐車場に自転車の盗難防止を促す周知看板を、昨年11月4日に9カ所、増設いたしました。また、盗難被害が多く、佐倉警察署からも防犯カメラの設置要望のあった第3自転車駐車場にも、平成27年度中に1基、設置する予定でございます。市といたしましては、今後も、見回り強化も含めまして、自転車駐車場の防犯対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、自転車駐車場ではありませんが、八街ロータリークラブから、けやきの森公園の防犯対策に役立ててほしいと、防犯カメラの寄贈の申し出がございまして、現在、設置に向け、協議を進めております。

次に④ですが、市役所南側の駐輪場は古く、老朽化も進んでおり、第1庁舎から離れ、不便であることから、新たに別の場所への移設や撤去を含めて検討しております。

また、長期間にわたり駐車している自転車や、市役所に用事のないと思われる方の自転車もあることは承知しておりますので、不正駐輪しないように、ホームページや広報やちまたなどで周知し、適切に管理してまいります。

次に⑤ですが、榎戸駅整備事業につきましては、現在、総武本線榎戸駅東西自由通路整備及び橋上駅舎新設に関する詳細設計協定をJR千葉支社と締結しております。詳細設計が完了しますと、自由通路及び橋上駅舎の建設位置が確定いたしますので、自転車駐車場につきましては、建物の位置が確定した後に設置場所や規模等を検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、道路事業について、答弁いたします。

(1) ①ですが、八街バイパス用地交渉につきましては、千葉県印旛土木事務所より用地事務委託を受け、用地交渉を行っておりますが、今年度は、納税猶予のため買収ができなかった地権者と交渉を行い、約630平方メートルの用地買収契約を平成26年12月1日に締結し、平成27年1月19日に移転登記が完了したところでございます。この結果、大木地先の交差点から中央公民館前までの未供用全区間における平成27年1月末現在の用地取得率は、94パーセントとなりました。

その他の状況としましては、国道409号から整備済みの大木地先の区間で市が交渉しております1件に対し、以前から県外の地権者宅へ訪問など、交渉を続けておりますが、いまだにご協力をいただくに至っておりません。印旛土木事務所では、現在、用地取得が完了し、2車線分の工事が可能となった、国道409号から五区交差点付近までの区間について、平成28年度末までの暫定供用を目指すと考えております。

市としましても、県と連携し、引き続き、関係地権者との用地交渉に、鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に②ですが、八街十字路交差点は国道４０９号と主要地方道千葉・八街・横芝線の交わる交差点であり、県が管理を行っております。県では、八街十字路周辺の市街地に集中する交通を分散・誘導するため、八街バイパスの整備を進めているところであります。

市といたしましても、本交差点につきましては市の中心にある重要な交差点と認識しており、八街バイパスの整備効果等を踏まえまして、県への要望を行ってまいりたいと考えております。

次に③ですが、国道４０９号につきましては県印旛土木事務所が管理を行っておりますので、道路上に張り出している樹木の伐採や歩道上の障害物撤去などの指導等については、県が行っております。

市では、市民から同様の連絡があった場合には、県に状況報告するとともに、早期の対応をお願いしており、ご指摘の垣根の箇所につきましても、既に県印旛土木事務所に対応をお願いしております。今後も、県と協議を行い、協力して道路管理に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項３、郷土資料館について、答弁いたします。

（１）①ですが、郷土資料館は、昭和６２年の開館以来、市民の方々から寄贈していただいた農具や民具をはじめ、発掘調査によって得られた考古資料など、各種資料を展示してまいりました。平成１３年からは企画展を開催し、その調査研究で得られた成果を常設展に盛り込んで、常設展の内容の充実を図っております。

郷土資料館の建物につきましては、昭和６１年に軽量鉄骨ブレース作りで建築されて以来、２８年が経過し、建物の老朽化が進んでおります。平成１９年度に屋根の改修をしたものの、さまざまな箇所で改修が必要となっております。郷土資料館の建物については、今後、財政状況を鑑みながら、改修だけでなく、改築、移転も視野に入れた対応を検討する必要があると考えております。

次に②ですが、郷土資料館の利用状況につきましては、開館した昭和６２年度では７０１人でしたが、利用者増の対策として、企画展の内容の充実と広報活動の充実、常設展の内容の充実、学校教育との連携を柱として事業を進めた結果、平成２３年度には２千６２２人、平成２４年度には３千５１人、平成２５年度には３千４６１人に増加してきております。

今後も利用者増に向けて、利用者の興味を引くテーマを検討し、さまざまな工夫を行った展示を実施し、より多くの方々に見学いただけるよう、ポスターやチラシを作成し、千葉県内だけではなく、関東各地の博物館等に配布する予定です。

また、企画展の調査研究で得られた成果を常設展に活かして充実を図ることにより、リピーターの方々に新鮮な印象を持っていただくよう、一層努めてまいります。

学校教育との連携につきましては、引き続き小学校３学年で学習する「まち探検」や昔の

道具の授業において、郷土資料館を利用していただくことにより、利用者増を図ってまいります。

館内には、体験コーナーを設置して、子どもたちに遊びながら歴史に触れていただけるよう、さまざまなメニューを用意しております。さらに、夏休み前には、学校に体験コーナーのポスターを掲示することにより、利用者増を図っているところでもあります。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

質問事項5、公営選挙について、答弁いたします。

初めに、今回の答弁につきましては、選挙管理委員会の見解として、委員長から一任されておりますので、私から答弁させていただきます。

選挙ポスター作成費の上限につきましては、昨年の12月議会で答弁いたしましたが、その後、あらためまして選挙管理委員会会議におきまして確認いたしましたところ、昨年12月議会で答弁いたしましたとおり、選挙ポスター作成費は、公費負担に上限はございますが、ポスターの作成方法や製作にかかる費用について制限するものでございませぬので、選挙に際しまして、どのようなポスターを作成し、その製作にどの程度の費用をかけるかは、候補者が自由に決定すべきものであり、これを尊重すべきものと考えます。

選挙運動用ポスターは、認められた範囲の中で、さまざまな工夫を凝らし作成されており、サイズなど、一部を除き、製作の基準がないこと、印刷事業者の規模または技術力、印刷の方法などにより単価が異なることから、市場調査を実施し適正価格を求めることは困難なものであると考えますので、現時点では、千葉県及び県内市区と同様に公職選挙法の規定におけます、国政選挙に準じた基準であります上限額を改正することは考えておりません。

○桜田秀雄君

それでは、何点か再質問させていただきます。

順不同となりますけれども、まず最初に、質問事項5の選挙公費の関係について、お伺いいたします。

ただいま選挙管理委員会事務局長の方から、今回は選挙管理委員会委員長より委任されたということで答弁に立つという話でございます。地方自治法第121条では、議長から出席を求められた場合、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員は議会に出席しなければならない、このように定められております。一方、部下に委任することも可能となっているわけでございます。

地方議会の活性化を図るために地方自治法の一部が改正され、改正の趣旨に基づきまして、多くの地方議会では行政委員会の長が議会に出席し、議会の活性化に寄与しているところがございますけれども、今述べられましたように、八街市議会では、委任を受けた課長職以上の者が説明員として出席することがほぼ慣例化されております。今回、各行政委員会から文書をもって、初めて議会説明員の出席を提出されたことは、各行政委員会は独立した機関であるということを改めて認識し、手続を重んじるべしという私の主張に応えるもので、議会の近代化に一步踏み出したものとして歓迎するものであります。

教育委員会については、平成23年度に発生いたしました滋賀県大津市の中学2年生いじめ自殺事案などに対する対応を目処に、行政、学校、あるいは、教育委員会の責任の不確定さが社会問題となり、教育長と教育委員長を一体化した新教育長制度がスタートいたします。八街市においては数年後以降となりますけれども、こうしたことを踏まえて、議会における教育行政の議論はより重く、重みを増す、こういうことになろうかと、私は思っております。

他の委員会においても、責任の所在等については相通じるところがあるわけであります。各行政委員会が議会の説明員としてどなたを出席させるかは、委員長の自由裁量となっておりますけれども、長の出席もまた可能ということであります。各行政委員会の長が本気で市民の信託に応えようとする意志があるのか、あるいは、またはないのか、これが問われている。私はこのように認識しております。

私が議会に在る限り、諦めることなく出席要求してまいります。今後、議会出席に前向きに対応されるよう、管理委員会事務局長から委員長の方にご伝言をお願いしたい、このように思うんですが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

桜田議員がおっしゃられた内容は、委員長に伝えたいと思いますので。

○桜田秀雄君

農業管理委員会事務局長、いかがですか。

○農業管理委員会事務局長（醍醐文一君）

私も、今、選挙管理委員会事務局長が申し上げたのと同様に、会長に議員の趣旨はご説明いたしたいと思います。

○桜田秀雄君

監査委員会事務局長、いかがでしょうか。

○監査委員会事務局長（麻生和敏君）

監査委員といたしましても、代表の方には桜田委員の意見を報告いたします。

○桜田秀雄君

よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、いつもの市長の政治姿勢から。

まず1点目は、市民参加街づくり条例について、お尋ねいたします。

これは私が勝手に言っている言葉でありまして、市の方ではこれからいろいろ考えていくということでございますが、文言は違いますけれども、ただいま、この制度化に向けてさまざまなワークショップが行われているということだろうと思います。

私はこの中で2点ほどお尋ねしたいのですが、この制度ができ上がり、実行に移していく場合、市民がさまざまな協働作業に参加する、こういうことになってまいります。そうしますと損害を与えた場合の賠償、あるいは、けがや死亡、こうした場合の補償等について、どのような議論をされているのか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

現在の段階におきまして、先ほど市長からの答弁も差し上げたところですが、協働の街づくりの指針を作成する段階にこれから入るということでございます。その際に、今、桜田議員がおっしゃられました、協働の街づくりということですから、市民の方々が当然、参加するということでございます。そういったことも踏まえて、そういう細かいところまでの協議を進めていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

ぜひとも皆さんが安心して、この事業に参加できるように、そうしたバックアップ体制というのぜひ検討していただきたい。このように思います。

市民の皆さんの活動には、基本的にはお金、これも大変必要でございます。ほんのわずかな資金であっても、大きな成果が出せるような市民公益活動もあろうかと思えます。そこで、こうした活動に必要な資金、これを提供できるような仕組み、これも必要ではないか。このように考えているのですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

今、議員さんがおっしゃられましたように、市民からの発想で進めていく事業ももちろんございますし、それに市がどの程度の助成なりをして事業を大きくしていくか、といったこともございます。それによって当然のごとく、かかる費用というのはそれぞれ違ってくると思います。市の財源というのが限られている中での、これからの事業展開になっていこうかと思えますので、そういうところにつきましては市民からのご協力ですとか、街づくりの寄附ですとか、そういったところのものを使って事業を進めていくことも、1つの考えではないかというふうに思っております。

○桜田秀雄君

確かに、今、総務部長がおっしゃるような、そうした方向も1つの方法であろうと、私はこのように思うんですね。市民公益活動を応援する、あるいは、今、総務部長が言われたように、行政だけのお金でこれから何でもやっていく、こういうことはほぼ困難になってまいります。市民の皆さんの志で、地域のすばらしい街づくりにつながっていくような活動をみんなで応援していこう、こういうことが市民参加協働の趣旨でもございます。

ただいま総務部長の方から、ふるさと寄附金、これらの活用もあると言われておりましたけれども、新たな基金を創設する、これも1つの方法ではないか。その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

協働の街づくり、これをこれから推し進めていく中で、そういったことも踏まえて、新たな基金作り等についても検討の1つとして考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ前向きに基金の創設、これをご検討願いたい。このことを要望しておきます。

市民が行政に参加する方法、現行制度のもとでも幾つかございます。法的な市民の権利と

いたしましては、選挙に参加して市長や議員を選ぶ、あるいは、請願や陳情を行うこと、直接請求権、これらが挙げられます。しかし、選挙で選ばれた代表者が公約どおりに活動しているか、市民の意見が市政に本当に反映されているのか、疑問に思う市民が多いのも事実であります。これは、最近の選挙の投票率の低下、これを見れば明らかであります。

また、陳情や請願に対する権利も認められてはおりますけれども、請願については紹介議員が必要となりますし、議員の身分に関する請願等については事実上困難であろうと思います。陳情についても、本市では議員配付、これにとどまっておりますので、採用されることはほぼありません。地方自治体独自の方法として公聴会、あるいは、審議会、市民会議、市政モニター、市長への手紙など、さまざまな取り組みをされておりますけれども、参加できる人は限定され、市民の意見は言いつばなし、こういうことで形骸化している。このように考えております。

私は東京にいた頃、環境アセスの問題で条例の制定請求を行った経緯があります。直接請求の要件は、東京では50分の1以上、16万人でした。署名を集めるのが大変で、請求に必要な数の約2倍以上の36万人の署名を集めました。しかしながら、条例の制定について、住民ができることは、ただ請求するだけで、最終的な制度の改廃を決めるのは議会の判断でありまして、いとも簡単に否決された。こうした苦い経験を持っています。

本来、市民が選挙で市長や議会の議員を選出し、市民の思いに沿った政治を行ってほしいと委託しているわけでありましてけれども、市長や議会と住民の考えが乖離した場合、住民の発意により、直接地方公共団体に一定の行動をとらせることができる、1つの参政権である、これが直接請求権であります。

総務省の調査によりますと、1982年以降、市町村で実施された住民投票は400件ほどございますけれども、そのうち合併以外のテーマで争われた住民投票は22件で、そのうち議会で可決された割合は2割未満であります。住民投票制度は1つのテーマに関しての賛否や、最も大切だと思われる案を有権者が直接投票で決めるもので、つまり、選挙が人を選ぶのに対し、住民投票は事柄を選ぶ、そういうものでございます。最近では、所沢市のエアコン投票、与那国島の自衛隊駐屯に関する賛否を問う住民投票がございます。

市民参加の街づくり制度、その仕組みを整えていく上で、住民の意思を反映させる住民投票制度は不可欠なものだと私は思うんですが、いかがお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

私も非常に勉強不足で大変申し訳ないのですが。

今おっしゃられている内容については十分わかるわけございまして、やはり、必要な限り、住民投票というのは、当然、議会の議決を経て結果が出るということでございますので、問題点、この改善をするかしないかというのは、やはり、住民の意向を確認した上で行政が運営していくことは必要である、というふうには考えております。

○桜田秀雄君

市長にお伺いするわけでございますけれども、皆さんが口をそろえておっしゃるように、

八街市の財政は大変厳しい状況にある、こう言われています。これから、大型公共事業など、行政の判断だけで物事を進めていく、こういうことは大変困難な時代がやってくるだろうと私は思うんですね。ときには住民の意思と判断を求めながら事業展開していかなくちゃならない、このように思うんですが、事柄が発生してからこうした制度を作るとなると、利害関係、あるいは、思惑、これが伴いまして、どこのまちでも混乱いたします。何もない平時にこうした制度を整えておくということが、大変私は重要ではないかと思うんですが、市長はその辺について、どのようなご認識をお持ちですか。

○市長（北村新司君）

ただいまの桜田議員のお話でございますけれども、住民投票制度についていかがかという内容であろうかと思っています。先ほど総務部長が申し上げましたとおり、私どもといたしましては、その課題についていかがかというよりは、さきに議会内におきまして、住民投票制度のあり方につきまして、しっかり議論していただいた中で、私どもの方に答申していただけばというふうに思っています。

○桜田秀雄君

次に、空き家条例について、お伺いするのですが。

先ほどの市長答弁の中でも国の措置ができ上がってきたと、そういうことで答えていますけれども、市としてはこれから具体的にどのような作業を進めていこうとお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

先ほど市長の答弁でもご説明いたしました、国の方で、今おっしゃられたように空き家等対策の推進に関する特別措置法、特措法が平成26年12月27日に公布ということで出されております。この中の規定におきます特定空き家というのに指定されますと、法律の中で、市が関われる範囲、こういうものが全部明記されております。しかしながら、全体枠の中の空き家、特定空き家ではない空き家、実際に住まわれていない家と簡単に申しますが、そういったところにつきましては、これをどうするか、例えば、市の方で何らかの指導をしていかなければいけないということになれば、当然、条例化が必要になってくるということでございますので、今の段階で八街市としましては、特措法に基づきます危険性のある家屋がどのぐらいあるのかということの調査も、現状としてできていません。これにつきましては、先ほど来、創生の関係で市においてきます予算の中で空き家の実態調査、これを行いまして、その中で、危険性のある家屋がどのぐらいあるのかということ、まず掌握するということも、1つの理由としての調査ということになろうかと思います。

主題としましては、空き家に、いかに住民に住んでいただくか、移住・定住の関係からの調査ということが主題ではございますが、そういう調査をした中で、やはり、危険性のあるものというのが浮かび上がってくるわけでございますので、それにつきましては今後、特措法に基づいた調査等について、市が。当然、建築の資格を持った者でないと、一般の素人ではなかなか難しいでしょうから、そういったところへ立入調査等を行うというようなことで。

基本的には、今の現状としては特別措置法に絡む特定空き家について、まず拾い出しをして、その指導等に入るということが、今後の進めていく1つではないかというふうに考えております。

○桜田秀雄君

市長答弁の中でもございましたけれども、今度の法律によりまして、今までネックとされておりました空き家の実態調査、今までは固定資産税台帳、これは、目的がありましたから、役所内でも自由に閲覧することができないと、こういうことでございましたけれども、今度は法律によりまして、固定資産税台帳を閲覧して利用してもいいよと、こういうことになりました。

また、第15条では、財政上、税制上の措置などについても盛り込まれ、空き家への定義についても、電気、ガス、水道を1年間使っていなければ空き家と認定していいんだよ、こういうことも示されております。

市内には火災で焼け落ちた残存家屋、私の見ているところでも7軒ほどございます。火災で半分焼け落ちて、ずっと何十年も放置されて、台風が来るたびにそれが崩れる。隣に住む人は、いつ崩れるかという心配をしながら暮らしている。こういう状況がございます。また、適切に管理されていない空き家もたくさんございます。ぜひとも早急に検討していただきたいと思うんですが。

これが防災課になるかどうかわかりませんが、今、防災課の体制は大変厳しゅうございます。今度の人事異動、これに合わせて防災課の体制を見直すようなことは検討されているのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

まだ最終的な人事については出ておりませんので、ここで何ともお答えのしようがないのですが。

今おっしゃられるように、防災課の今の現状というのは非常に厳しい状況がございます。しかしながら、今年度につきましては、最初の市長の提案理由等におきましてもございましたが、職員の減が非常に多くございます。そういったことから、必要な箇所ではございますが、増員できるのか、最終的な結論はまだ出てございませんが、検討しているところでございます。

○桜田秀雄君

体制を含めて、空き家問題に積極的に取り組んでいただくことを、要望しておきたいと思っております。

次に、私道団地舗装側溝整備制度についてでございますけれども、私道とは企業や個人が持つ土地で、その一部を道路として使っているというものでございます。ですから、維持管理、そうしたものは一切、個人で負担しなければなりません。道路として利用を廃止することも、また、新たに設置することも、あるいは、私道上で建物や耕作することも全く自由なわけでありましてけれども、しかし、建築基準法にある道路についてはさまざまな制約がござ

います。たとえ個人所有の私道であっても、道路位置指定や、あるいは、開発許可による道路については、利用の制限がございます。

私道のついで、いわゆる建売住宅、私も私道付きの土地を買いましたけれども、そうした土地が八街には圧倒的に多い、このような認識を持っているのですが、こうした土地は私道というか、それに該当する、いわゆる建築基準法上の制約に該当すると判断してよろしいでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

現在、実際に家を建てられている、また、建築可能という私道につきましては、建築基準法で認められたというふうに認識しております。

○桜田秀雄君

もっとかみ砕いて、八街の実態に合わせてお聞きしますと、例えば、公道から、農家の皆さんの場合には大分長い、我が家に入る道がある。こういう農家がございます。あるいは、工場でもそのようなことがあって、その工場の敷地内にはいろんな道路がめぐっています。こういう道路は八街市においては市道、このように認識した方がわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

今、議員さんがおっしゃられた道に関しましては、やはり、使用する方が特定されているということで、私どもは私道という意味合いで捉えて、現在は要望があれば碎石の提供等を行っているような道路もございますが、それとはまた違うというふうに考えております。

○桜田秀雄君

先ほど部長の方から位置指定道路、開発道路ということをお伺いしました。これはともに法律で定義された用語ではございませんけれども、ごく一般に使われている、このように私は考えております。業者が一団の土地を複数に分割し、土地や建物を分譲するとき、既存の道路だけでは、建築基準法で定められた接道義務など、さまざまな規制を満たすことは困難です。区画内に道路を作るわけですが、それが建築基準法上で認められるには、一定の要件に基づいて作らなければなりません。そして、特定行政庁から許可を受ける。これが位置指定道路、あるいは、開発道路と言われておりますけれども。

八街市において、これまで位置指定道路で公道に認定された、こういうケースはあるのでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

ちょっと具体的な場所は把握できていないのですが、実際にあるというふうに伺っております。

○桜田秀雄君

位置指定道路、例えば、八街はこれが相当多い、このように思うんですね。いわゆる公道から袋小路の土地がいっぱいあります。その周りに家が何軒か建っています。これにはいろんな制限があり、道幅とか、あるいは、奥行きとか、さまざまな制限がございますけれども、

こうした位置指定道路は、市民の皆さんの間では、「袋小路では公道にならないよ」、こういう話をよく聞きます。八街市の条例、規則と照らし合わせて、こうした袋小路はやはり公道になり得ない、このようにお考えでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

市の道路ですね、市道への認定の要件といたしまして、やはり、通り抜け可能というのがまずは条件になります。ですが、袋小路でありましても、複数の方が利用されている場合、これはある意味で公な道という捉え方もできます。ただ、これを市の道路に認定できるかどうか、ちょっとその辺は難しいと思いますが、位置指定道路で袋小路であっても、複数の方が利用されているのであれば、一般的に公の道に近いという位置付けになるのかなというふうに考えます。

○桜田秀雄君

八街には泉台とかみどり台、さまざまな大きな団地がございます。これらは開発に伴う団地ということで、この中の道路も開発道路、このように言われていると思うんですが。一般的には、市が協議等に参加して大きな開発団地ができるわけですから、作られた道路、開発道路、これについては財政の許す限り、やはり、公道、市道に認定していく、これが一般的だろうと思います。八街の場合はごらんのように財政が大変厳しいですから、この辺は本当にまだ至っていない、このように思うんですが。この辺について、市は事前協議に参加しているわけですから、八街市の現在の開発道路あるいは位置指定道路、これが何キロぐらいあるのか、それについてのデータはお持ちでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

申し訳ありませんが、そのデータは持っておりません。

○桜田秀雄君

毎年、補正予算の中で道路の位置指定、市道認定、これが出てまいります。それをやるためには、やはり、そうした状況、それをきちっと把握する、これがやはり大事ではないかと思うんですが。今の私道は約500キロですか、あると思うんですが、こうした道路を市道に格上げして、整備していく。このためには実態を把握することが重要であると思うんですが、今後、実態調査をされる考えはありませんか。

○建設部長（武井義行君）

今後、道路を管理していく上で、確かに八街市が認定している道路、延長もかなり長いということで、それだけでも管理するのが大変な状況にあるのですが、今後、住民の方の利便性の問題とかという面で、把握ができればいいのかなと思います。ただ、実際問題として、実数がありにも膨大なものですから、なかなかそれを進めて、計画的に何年間でというのを申し上げることはできない。ただ、実際にどういう状況にあるかということは把握していかなくちゃいけない、というふうに考えております。

○桜田秀雄君

できる範囲でこうした数値はきちっと整理していく、このことを求めていると思います。

す。なかなか実態把握されていないということでございますけれども、私が市内を歩いて、見て回った感想によりますと、八街市は昭和40年代、あるいは、50年代に開発された団地が大変多いように見受けられます。

昨日も雨上がりに、これは北村市長のお宅の佐倉市よりも市道と、その奥に私道があって、その奥に住宅が10軒ぐらいあるのですけれども、雨上がりの状況を見てまいりました。まさに昭和の時代を思わせるような車の轍が交互にできていて、そこに水がたまっている。車はゆっくり行きますけれども、歩く人は歩けない。こういう団地がございます。こうした団地は住野にもございますし、いろんなところにあります。

いわゆる生活道路として使っている道路には税金を半分程度出して、協力していこう。これがやはり広い意味では市民とともにまちを作っていく、そういうことにつながると思えます。市長の言う、住んでよかったと思えるまちを作る、改めて市長のご見解を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁して大変恐縮でございますけれども、まだまだ未舗装の道路、あるいは、市道整備、側溝等の整備されていない道路が数多くございます。財政状況もございますので、それぞれ優先順位を考えながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、この件につきましては、調査研究は継続してまいりたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

よろしくお願いしたいと思います。

次に、自転車駐輪場対策について、お伺いいたします。

先ほど答弁がありましたように、八街駅南口自転車有料駐車場の現在の稼働率は37パーセントですか。毎年、落ちているんですね。自転車駐輪場については本当に立派なもので、総武線沿線でも飛び抜けていいのではないかと、このように認識しているのですが、有料駐車場37パーセントと。

先ほど財政課長ですか、市有財産を有効に活用して、わずかな金であっても確保に努めるんだと、こういうことをおっしゃいました。この稼働率を見ても、お金については大きな額にはなりませんけれども、こうした一つ一つの積み重ねも、私は大事だろうと思うんですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○建設部長（武井義行君）

確かにおっしゃるとおり、1件1件の額は小さいですが、そういった積み上げが大切なのかなというふうに考えております。

○桜田秀雄君

実はこの問題を通告いたしまして、あまり口にはしたくないのですが、担当課の職員から、どういう質問内容なんですかという問い合わせがありました。電話の中で質疑応答になってしまいまして、私の方からこうした内容を、いわゆる駐輪場に対する防犯対策、あるいは、稼働率を上げる、こういう質問をしていることに対して、稼働率を上げると言いながら、無

料駐輪場に防犯カメラをつけるというのはどういうことなんだと。どういうことなんだというわけではないのですが、それは支離滅裂ではないかというような、お話がございました。

八街は防犯の面についても、去年は犯罪発生件数が千葉県内でワースト3番目でしたか。ここのところずっとワースト3以内を上がったり下がったりしています。八街のこの地域はワースト2位、こういう状況ですよね。その主なものが八街南口駐輪場。この無料駐輪場の盗難が大きな比率を占めているわけであります。そうしたことで、この問題を出したのですけれども、何か市役所の体制、対応、何を考えていらっしゃるのかなど。このように思っただけですね。

例えば、現状を見て、今は2段になっておりますけれども、上段にはほとんど自転車がありませんよ。下の方も、7割あるかどうか。トータルで、先ほど答弁ありましたように37パーセントということになっているのでしょうけれども、やはり、市の財産ですから、当時、幾らお金をかけたか、わかりませんが、あれだけ立派な駐輪場ですから、やはり、50パーセントを切った段階で何らかの対応策があつてしかるべきだったろうと、私は思うんです。その辺について、具体的にどのような取り組みをされてきたのか、お伺いいたします。

○建設部長（武井義行君）

稼働率の向上に対しての取り組みということですが、市の広報紙とかホームページ等での呼びかけは、もちろん行っているところなんです。今現在、駐輪場を管理していただいておりますシルバー人材センターの方にお申しまして、無料駐輪場利用者から何か問い合わせがあった場合には、申込書等をすぐ手渡せるような形でお願いしてたり、そういったことはしております。また、稼働率を上げるためには、安全な駐輪場だということを訴えていかなきゃいけないということもありますので、そういったことも今後はさらに進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 3時35分）

（再開 午後 3時45分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○桜田秀雄君

どこまで行ったのか、忘れましたけれども。

いわゆる南口駐輪場は盗難が大変多い。こういうことで、例えば、私は今、有料駐車場の稼働率を上げるべきだと。一方で、無料自転車置場には防犯カメラをつけるべきだ。こういう主張、お願いをしているわけですが、市の担当課は、無料駐車場に防犯カメラをつけたら安全が確保されるというか、増すので、逆に、有料自転車駐車場に金を払うのだったら、安全が同じであればそっちへ行こうと、このようになってしまっているのではないかと。そういう危惧

をしているんですね。私はそうではなくて、稼働率を上げることと、八街は本当に犯罪が多いですから、汚名を解消するためにも南口駐輪場の安全対策も講じていく。知恵を出し合いながらやっていく必要があるのではないか、このように思うんです。

今年度予算に第3駐車場については86万円ですか、予算が計上されています。

また、第2駐輪場ですが、私の見た限りでは、第1有料駐車場には防犯カメラが14台ほどついております。第2無料駐車場寄りの2台、これについては第2駐車場の方に向けても問題ないのではないかと、このように見ているのです。そうすれば、第2駐車場の防犯率も上がっていく。このように思うんですが、この辺についてはどうですか。

○建設部長（武井義行君）

現状では第1駐輪場に14台の防犯カメラがついておりまして、第2駐輪場寄りの2台につきましては死角のできない範囲で第2駐輪場の方も写るような形でセットされております。

○桜田秀雄君

私が担当課にこういうことを言うと、あのカメラは本当に視野が狭いんですよ、2台向けてもあまり効果ないですよと言うんですね。しかし、あれはモニターに映っているわけではないでしょう。そうですよね。防犯カメラはモニターに映りませんよね。何というんですか、記録紙に記録されているだけですよね。ですから、実際に映っているかどうかではなくて、防犯カメラがあるんだよということを意識させる、こんなことをここで議論しては本当はまずいのですけれども、そういうふうに持っていく方が防犯効果は、現状でお金をかけなくてもできるのではないかと。そのように思うんです。

ぜひ、向こう側の2台について、無料駐車場の方へ向けるようにご検討願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

先ほど申し上げましたとおり、その2台に関しては、可能な範囲で第2駐輪場が映るように設置されておりますので、現状の形で進めさせていただきたいと。

あと、「実際に防犯カメラ作動中です」とか、そういった周知も必要かなというふうに、あわせて考えております。

○桜田秀雄君

稼働率を上げる上で、いわゆる登録の申請についてお伺いしますけれども、先ほど答弁ありましたように、昨年末に期限を区切って平成27年度の登録申請を行ったと思うんですが、これから希望する方についても随時、登録申請できるのであろうと、このように思います。現在、南口駐輪場にそうした表示とか、お知らせするものはございますか。

○建設部長（武井義行君）

ちょっと質問の内容がよくわからなかったもので、もう一度お願いします。

○桜田秀雄君

私はあの辺を見ているのですけれども、第1駐輪場、第2駐輪場と、駐輪場の名称は、確かに看板がありますね。防犯についての看板、これは、先ほど市長が述べたように、警察の

要請もあって、いろいろ最近つけている。そういう看板は目立つのですけれども、登録申請の案内とか、あるいは、第2、第3が無料である、そういう表示はされていないと思うんですが、どうなんですか。

○建設部長（武井義行君）

そういった周知の方法として看板を設置するというのは、現状ない状況だと思いますので、その辺は看板を設置するなりして、ここは有料駐車場でこういったメリットがあるとか、申請期間はいつだとか、わかるような形で周知したいというふうに考えます。

○桜田秀雄君

私は駐輪場について、本来は通勤通学、定期的に使う人については極力、有料自転車置場を使う、これがやっぱり理想であろうと思うんです。無料については、私も年に何回か、駅を利用して東京の方へ行くことがございますから、そういうときには臨時に自転車置場を利用する。たまに行く人が無料駐輪場を使う、そして、通勤通学で定期的に通う人は有料駐輪場を使わせてもらうんだと、こういう努力をこれからやっていく必要があろう、このように思うんです。

市民の皆さんは、たまに東京とか、どこかに用事があって、駅を利用するために自転車で来るんですね。あそこにいますと、「この自転車はここへ置いていいですか」と言う人が多いんですよ、意外と。第3、第2については無料という文字が入っていませんから、ただ駐車場とだけ入っていますから、ここに置いていいのかなということで迷っている方が大変いらっしゃいます。もっとやっぱり親切な掲示を心がけてほしいなと思うんですが、その辺についてもご検討願えますか。

○建設部長（武井義行君）

先ほど申し上げたとおり、合わせて検討してまいりたいと思います。

○桜田秀雄君

やたらにいろんな掲示をいっぱい出すと、皆さん見ませんから、1カ所に、例えばコンパネ1枚でもいいんですよ、屋根のある駐車場に掲示板を作って、そういう案内資料を出す。あるいは、申込用紙を置く。置いてくれと言ったら、「議員さん、ごみになるからだめだよ、ちらかされるからだめだよ」と言われましたけど。そうではなくて、資料をそういうところに置いておく。

見ていると、夜、あそこへ来る人もいますよ。女性ですよ。今は働き方がいろいろ変わっていますから、夜に出かけたり、朝に出かけたり、いろんなことがあるのです。また、学校の子どもさんなんかは、黎明高校の子どもさんですけども、あそこから黎明高校まで自転車で通っている。あそこへ自転車を置いて、無料の方へ置いて、家へ帰る。こういう例もあるんですね。いろんな利用の仕方、働き方、学生も変わっていますから、そういう皆さんにわかりやすく対応していただきたい。このように思います。

また、重ねて、結構、自転車置場には落とし物がございます。例えば、手袋の片方とか、自転車の鍵とか。

僕もあそこで2件、申し訳ないですけど、鍵を壊してくれないかと言われました。どうしたのですかと言ったら、鍵をなくしちゃったと。私の車にはいろんな道具がついていますから、本人確認をして。まあ、いいです。

そういうことがありますので、あそこに忘れ物を、簡易な忘れ物、例えば、有価証券とか、そういう大事なものはもちろん交番へ届けてもらうのですけれども、手袋片方とか、鍵とか、そういうものはあそこでまとめておいて、もし鍵がなくなったら、俺の鍵はないかと思われる、そういう環境作りも、私はあっていいだろうと思うんです。その辺についても、ぜひご検討願いたい。このことをお願いしておきます。

次に、市役所自転車駐輪場の管理についてなんですが、市長の答弁では移転、撤去も考えているんだという話でございますけれども、現状を見ますと、北側には無料駐車場がないこともあるのでしょうか、通勤通学に使っているという状況が見てとれます。タイヤのない自転車や壊されたバイク、こうしたものが長期間にわたって放置されている、こういうことが見てとれます。市役所の表玄関でございますからね、やはり、こういうことがあっては、私はいけないと思うんですよ。

お尋ねするのですけれども、指定された自転車置場には条例がありますから、条例に基づいて撤去できます。しかし、市役所前にある自転車置場、これを撤去するには、どういう条例に依拠して行われるのでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、議員さんがおっしゃられましたように、壊れた自転車やバイクが長々と駐車しているのは認識しているところでございますけれども、法令上の適用ということですか。言われていることがちょっとわかりませんでしたけれども、そういうものに関しては、私ども適切に、貼り紙等をして、実態を把握した中で撤去していこうというふうな考えを持っております。

○桜田秀雄君

長い間、放置されているということは、皆さんあそこを毎日見ているわけですから、わかるわけですよ。それでも撤去できないというのは、撤去できない理由があるんじゃないですか。皆さんは条例がないと、何もできないでしょう。だから、あれを撤去するための条例はあるのですかとお聞きしました。

○財政課長（佐藤幸男君）

条例につきましては、ちょっと今、私の中ではわかりません。

○桜田秀雄君

わからないということなんです。

今ある自転車条例がありますよね。放置区域を定めた条例、規則がありますよね。これを市役所のあその部分に適用させる、こういうことはできないのですか。

○財政課長（佐藤幸男君）

市役所の行政財産の使用というか、そのような規則につきましてはございますので、そちらの方で、もし撤去なりができるのであれば、適用したいと思っております。

○桜田秀雄君

私の聞く範囲では、なかなかそれに対応する条例がないのだと、そういうお話でございます。八街市には八街市自転車放置防止に関する条例、これがございまして、自転車駐車場、自転車整理区域、これが定められています。もし、そうした裏付けとなる条例がないのであれば、この条例を市役所の駐車場にも拡大する、こういう方向を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、議員さんがおっしゃられました条例の適用を、要は公共財産まで及ばせるというような意味でございましょうか。そういうことに関しては、現時点ではちょっと考えておりませんけれども、今後研究させていただきたいと思います。

○桜田秀雄君

僕が心配しているのは、本当はあそこにとめてはいけないのだけれども、かといって、市の職員が勝手に撤去したら、それを裏付ける条例がなければ、皆さんの責任を問われるわけです。そうじゃありませんか。だから、その辺について、もうちょっと精査していただいて、市役所を管理する何かがあるのかわかりませんけれども、できるのかどうか。できないのであれば、条例を拡大したらどうかということなので、それについてもご検討、精査していただきたい。このようにお願いしておきます。

次に、郷土資料館ですが、築28年ということで、大変古くなっています。そしてまた、プレハブです。できれば将来は、財政が許せば、いわゆる改築、移転、これも考えていきたい、こういうことだろうと思います。

大変残念なんですけれども、あの資料館、場所的には本当にいいのかどうか、誰もが思うところでありますけれども、しかし、現状の中で、せっかくある資料、皆さんが苦労して集めた資料がいっぱいあるわけですから、ぜひ多くの人に見ていただきたい。そういうことで、利用者を増やしていく必要があるのだろうと思います。

そこでお尋ねするのですけれども、郷土資料館と市営中央公民館、そして、図書館、これは、教育委員会の所轄で一括しているのですけれども、この辺の連携というのはとれているのですか。図書館に来たお客様が、じゃあ、ちょっとのぞいてみるかと。公民館に来た人が、何かの会合に行きますよね、大会議室に400人、500人が集まりますよね、終わった後に、こんながあるんだ、じゃあ、ちょっとのぞいてみよう、こういう掲示とか、そういうものについては連携がとれているのでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

連携ということでございますけれども、当然、企画展ですとか、そういうものがあつた場合には資料の配布ですとか、ポスターの掲示等も行っております。ただ、今おっしゃられたような、多くの方がいらっしゃったときに、改めてやっているかということ、その辺までは、ちょっとまだ、今の段階ではやっておりません。

○桜田秀雄君

中央公民館へ来ても、前は看板もございませんでした。ロータリーに郷土資料館の看板をつけてもらいましたが、多くの皆さんは、車をあそこへとめても、あそこは倉庫か何かかという感じで、みんな見向きもしないというか、そういう現状がございます。

また、今も企画展をやられています。やられていますけれども、その掲示は入り口のドアに細かい字で「企画展開催中」と書いてあるだけで、誰かから言われなければわからない、こういう現状です。

ぜひ掲示等について、創意工夫して、中央公民館あるいは図書館に行った人が、ついでも結構ですから、見ていこうという雰囲気作りをしていただきたい。このように思います。

学校教育については、先ほど教育長から話がありまして、いろんな面で活用されているということで、大変喜ばしいことだと思います。

この前、実住小学校の授業参観へ行ってきました。そうしたら、実住小学校の2階に、いわゆる郷土資料ということで、実に立派なものが廊下にズラッと並べられていました。多分ごらんになったと思うんですが。あれは、実住小学校が独自で収集されたものでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

実住小学校は歴史のある学校でございますので、そういうことも含めて、地域の方からいただいたもの、実住小学校で収集したというか、いただいたものを展示してあるということでございます。

○桜田秀雄君

本当にミニ郷土資料館的でした。ただ残念なのは、廊下にズラッと並べられていますから、ちょっとかわいそうだなと思ったのですが。実住小学校はいろんな子どもが入っておりますから、あいている教室もあろうと思いますので、できればそういう部屋を活用していただいて、もうちょっと整理していただけるといいのではないかと。このような思いがしております。

次に、道路問題でございますけれども、八街バイパスについて、何年か前に、なかなか大東区寄りの500メートルについては地権者2名が困難であると。極端に言うと、誰が言っても応じてくれない、そういう状況だというお話を聞いております。そうであるならば、五区の大木出入り口信号の交差点を、まず、向こうから先行して整備していただくように、県にお願いしてはどうか。こういう質問をいたしました。

私も印旛土木事務所へ行って、その旨の要請を何回かしてまいりました。先日も印旛土木事務所へ行って、大東区のコミュニティセンター前の道路を、議会でもお願いしましたが、安全対策を昨年末にお願いに行きまして、担当課長にお願いして、1週間ほど前に、きれいに道路標示、これをさせていただきました。

大東区寄りの500メートルについては、もう諦めているような状況にございますけれども、市長、もう2期中に必ずやると。市に託されているのは1カ所でございますけれども、用地買収をやり遂げるんだと、そういう決意をお示し願いたいと思うんですが、いかがです

か。

○市長（北村新司君）

ただいまの件につきましては、八街バイパスにつきましては市民の皆さん全員の願望でございますので、早く全線供用開始してまいりたいというふうに思っております。

先ほども答弁しましたとおり、千葉印旛土木事務所よりお話がございましたとおり、2車線分の用地取得が完了しまして、2車線分の工事が可能になった、国道409号から五区交差点付近までの区間につきましては、平成28年度末、暫定供用を開始するというふうになっております。このことによりまして、ある程度の一定の渋滞解消にはつながるというふうに思っております。

今、桜田議員にお申し出いただいた件につきましては、担当としっかり協議しておりますので、そうした要請がございましたら、行く用意はしてあります。

○桜田秀雄君

八街市民の皆さんの気持ちでございますから、あそこまでできて、あそこだけ通れないというのでは、たとえ公民館寄りが完成したとしても利用価値が半減してしまいますので、ぜひとも大東区寄りの500メートル、これについても早急に供用開始できるように、市の方に働きかけをしていただきたい。このことをお願いします。

次に、409号線ですが、市長の答弁では八街バイパスの利用状況を見て、完成した後の利用状況を見てということだろうと思いますけれども、今言われたように、八街バイパスの全線開通は、私の生きているうちにできるのかどうかわかりませんが、そういう状況でございます。にもかかわらず、バイパスができてから考えたいと、このように答弁されていると思うんですが、私はこれが理解できないんですね。

前の長谷川市長のときにも言いました。市長に、県へ行って土下座して頼んでこいと言ったら、何で俺が土下座しなきゃいけないのかと言われましたけれども。

これについても、バイパスと並行して、市長が言われるように、八街で最も重要な交差点ですから。バイパスを作る計画が土台としてそこにありましたから、そう言うのでしょうか、そうではなくて、並行してやっていくのだと、そういう強い意志を表明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

八街十字路交差点改良は、市としても、先ほど答弁したとおり、大変重要な交差点だということで認識しているところでございます。今、私どもといたしましては国交省との意見交換、あるいは、要望の中で、まず、大木入り口交差点改良をしっかりと行っているところでございまして、ある程度、前進しているところでございます。そうした状況を踏まえた中で、もちろん八街バイパスの全線供用開始も行わなきゃなりませんけれども、並行して八街十字路交差点改良につきましては県と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

市の対応は本当に遅いなど、私は思うんですね。例えば、富士見台団地の入り口の取付道路、この入り口に、県道から入るところに何年か前に家を建てるという話が持ち上がりました。そのときに、先行投資してもいいから、あそこの道路確保をした方がいいんじゃないですかと申しあげましたけれども、できませんでした。結果的にあそこには民家が1軒建ってしまって、今は、消防自動車が出るときに車輛1台は通れるけれども、対向車が来たら消防自動車も出ていけない、こういう状況になってしまいました。市営住宅1万2千平方メートル、八街市では最大の有効利用できる土地なんです、この利用価値も半減してしまった。私はこのように思っています。

また、5番、新しいカワチの脇に大きな建物が建つことになっています。その手前についても何年か前に不動産屋が買って、住宅を分譲する計画があると、そういうことで、ぜひ県の方に、あそこを歩道として2メートルぐらい確保するようにお願いしてくださいと言いましたけれども、結果的には実現できませんでした。だから、あの信号の部分に歩道は全然ありません。あそこに今度は大型店舗ができますけれども、できたらどうなるか。私は大変心配しているところでございます。

ちょっと戻りますが、選挙公費について、選挙管理委員会にもう一度お尋ねいたします。

「今回、選挙管理委員長にぜひ見解をお願いしたい」ということをお願いしたのですけれども、できませんでした。正直言って、どのように質問したらいいのかなということで、大変悩んだわけであります。というのは、地方自治法180条の6項の関係、この辺の関係について、選挙管理委員長に対して、果たして選挙公費の問題について質問できるんだろうかと思うんですが。選挙管理委員会は地方自治法180条の6項との絡みでどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

申し訳ないですが、もう一度お願いします。

○桜田秀雄君

例えば、選挙委員会の職務については選挙事務、いわゆる国の選挙とか市の選挙とか、そういった選挙、あるいは、直接請求、これに絡む事務、あるいは、最高裁判官への国民審査、これの事務を行うんだと、こうなっています。しかし、180条の6では、普通地方公共団体の委員会または委員は、次に掲げる権限は有さないということで、4点ほどあるのですけれども、関係するのは、第1点目の地方公共団体の予算を調整し、これについては関与できないんだと、権限がないんだと。次には、地方公共団体の議会の議決を経るべき事件については関与できない。このように述べられているんですね。ですから、選挙公費の問題と、こうしたことについて、選挙管理委員会が発揮できるのかできないのか。

以前、総務部長の方にお尋ねしたのですけれども、例えば、選挙公費について、市民が要望書を出す場合に宛名はどこにすればいいのでしょうかとお尋ねしました。総務部長の方からは、選挙管理委員会と市長宛てということで、多分そういう答弁だったと思うんですが、そういう答弁がありましたので、ちょっと私も危惧しているのですけれども。その辺につい

ての見解はどのようにお持ちですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙公費につきましては、先ほど答弁したことにつきましては、選挙管理委員会の委員さんに意見を確認したという状況ですので、選挙管理委員会で決定する事項ではないと考えております。

○桜田秀雄君

ちょっとわからないのですけれども、この制度ができるときの経緯を、もしわかる人がいたら教えていただけますか。お願いします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

予算については選挙管理委員会で予算決定するわけではございませんので、選挙管理委員会から予算要求するという形になると思います。予算の方は、財政の方で取りまとめるということだと思います。

○桜田秀雄君

もう時間が来ましたので終わりますけれども、行政委員会との、あるいは、行政との関わりというのは、結構難解な問題がいっぱいあります。そうしたことから、行政委員会の委員長には議会に出て、私たちと議論してくださいと、このことをお願いしているのですけれども、ぜひこれが実現することを願って、質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の代表質問を終了します。

次に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

やちまた21を代表いたしまして、市当局に質問いたします。

今回は、地域活性化の観点から、質問させていただきます。

まず最初に、乾杯条例について、質問いたします。

平成27年度の八街市の一般会計の当初予算案の歳入は総額193億9千500万円のうち、市税収入の割合は68億5千893万3千円で、35.36パーセントとなっております。残りの主な財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債等となっております。

市は徴収対策本部の働きやふるさと納税の活用などにより、市税確保を図られておりますが、さらに一歩進めて、市内産の農産物を市が先頭となって消費し、積極的に貢献し、市税確保を目指したらいかがでしょうか。

具体的には乾杯条例を制定し、市の主催行事や後援事業に市内で生産された酒米で造られた清酒で乾杯はどうでしょうか。また、千葉県内の生産量で1、2位を争うショウガを使ったジンジャーエールやちまたの乾杯はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

酒米の需要の増加につながるよう、八街市酒米生産組合では、酒米田植え体験の実施や、

市産業祭でのPR活動を行っているところでございます。生産の促進につきましては、やちまたの製造元との調整も必要となりますので、今後、酒米生産組合や製造元と協議してまいりたいと考えております。

また、ショウガにつきましては、従前より千葉県内でも上位の生産量となっておりますが、消費者の方々には産地としての認知度は低いものと考えております。ジンジャーエールやちまたは、今後、ボトリングしての商品化を予定しているとのことでございますので、これを活用いたしまして、生産の促進につながるPR活動を展開してまいりたいと考えております。

なお、千葉県では蔵元がある神崎町が、日本酒で乾杯する条例を制定しており、全国的に乾杯条例を制定する自治体が広がっていることは認識しておりますので、日本酒と飲料水に関しましての条例制定は、商工会議所及び関係機関と今後、条例の必要性を含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

私の質問は、1番の乾杯条例と3番の地域創生事業で少しかぶるがあると思いますので、お許しいただきたいと思います。

今、市長の方から、いろいろな団体と打ち合わせをして検討するというようなお話でした。地域活性化というのは、私の判断で言うと、やはり市税確保。アベノミクスがいろいろ言われていますけれども、地方に恩恵がないということも言われています。しかしながら、株は今1万8千円を超えて、どんどん上がっております。ただ、八街にその税金が落ちてくるには、なかなか時間がかかる。

市税が、先ほど申し上げたように約68億円、お隣の東金市は約71億円。人口は東金市が6万3千人、八街市が7万3千人で、東金市の方が3億円ぐらい多いわけです。そこに加えて、八街市は68億円が丸々入ってくるわけではなくて、毎年、滞納が、残念ながら発生しております。徴収対策本部には非常に頑張ってもらっていて、徴収率は上がっておりますけれども、なかなか厳しい。市税を確保するには、じゃあ、どうしたらいいかということになります。先ほど来、いろんな議論を聞いていると、市の産業、基幹産業は農業だということですから、やっぱり農業の活性化、6次産業化を図らなければ、八街市の税収が上がらない。私はたまたま乾杯条例を提起したわけですが、市長は具体的に税収を上げるのをどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

税収については先ほども、るる答弁した中でもあったかと思いますが、財政健全化に向けて、平成27年度の予算案は、スタートとは言いませんけれども、ある程度の決意を持った平成27年度の予算案編成だというふうに思っているところでございます。

そうした中におきまして、税収の確保、これは八街市にとりましても大変重要なことと考えているところでございます。そうした中におきまして、財政健全化につきましては、市民の皆様方のご協力があってこそその財政健全化でございます。そうした中での手数料等々の適正化、見直しも含めまして、いろいろ種々、検討しているところでございます。

もちろん徴収につきましても、徴収対策本部を立ち上げて、副市長が本部長でございますけれども、しっかり全庁挙げて取り組んでおります。少しずつではございますけれども、前進しております。そうしたことも含めて、歳入の確保に努めてまいりたいということを願っているところでございます。

それと、あわせまして、後の答弁とダブっていると思いますけれども、八街市がいろんな意味で、北総中央用水あるいは農地法、農振法、基幹産業が農業という位置付けの中で、しっかりとした縛りがございます。先般の議会でも申し上げましたとおり、一定の要件が必要でございますけれども、国道、県道、あるいは、市街地の商業地の中にある農地にあつては、柔軟性をもって、農振法あるいは農地法の縛りについては柔軟性をもってというふうに、関東農政局長にも発言しております。そうしたところも1つのポイントかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、それだけでは十分でございませぬ。いろんな意味での市財産のいろいろな活用、いろんなことを総合的に含めた中で市の歳入を図っていかねばならないと思っておりますので、まだまだ課題はたくさんあるということでございますので、今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

今の市長の発言で大変私は、何ですかね、貴重なご発言だと思ったのは、農地法とか農振法、この辺も含めて、活性化のために関東農政局長と協議されたということで、私としては大変いい方向ではないかというふうに思っております。土地のある程度の流動化、活性化がなければやっぱりだめだと思います。先ほど来から出ております八街バイパスの一日も早い完成が税収確保につながりますので、こちらの方も引き続き努力をお願いしたいと思います。

ちなみに、市長はお酒を飲むと思うんですけども、やちまた誉というのは非常においしい酒なんですけれども、残念ながら、市内の居酒屋さんにお聞きしましたら、すごくうまい酒だとわかっているのだけれども、なかなか認知度がない。ですから、消費がちょっと足りないのではないですかというお話でした。

また、ふるさと納税と絡みますけれども、ジンジャーエールやちまたも、商工会議所の飲食店組合が何件か、9店舗やっているのですけれども、やはり、市が先頭に立って、そういうものをPRしていかないと、なかなか難しいのではないかなというふうな認識がするのですけれども、ご検討をお願いします。

次に、成田空港周辺地域としての取り組みについて、お伺いします。

現在、成田空港は東京税関の管轄です。東京税関の報道発表によりますと、成田空港の貨物取扱量は2014年実績で204万3千372トンで、2015年1月は対前年同月比1.5パーセント増の158,199トンとなっております。そこで、本市と成田空港の関係を、物流の観点から伺います。

八街市から直線距離で空港まで約10キロメートルと、至近距離でございますけれども、そのインセンティブを活用していないと、私は感じております。そこで、現在八街市は横浜

税関の管轄でありますが、成田市多古町、芝山町のように、東京税関への管轄変更を、周辺自治体市町とともに働きかけ、八街市に空港関連事業を誘致し、市税収入の増収を図るべきと思いますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田市周辺市町が東京税関の管轄となっていることにつきましては、東京税関や成田市、成田国際空港株式会社に問い合わせをしてみました。もともと羽田空港の国際線が成田空港に全面移転するということから、成田市周辺が東京税関の管轄となったとのことでございます。

また、八街市が横浜税関から東京税関へ所轄替えすることにつきましては、不可能ではありませんが、政令の改正とともに国会での報告が必要でございまして、所轄替えのハードルはかなり高いようでございます。しかしながら、本市が東京税関の所轄に変わったからといって、特に取り扱いが変わるものではないとのことでございました。あくまでも企業側の主観によりメリット・デメリットが変わるものでございまして、千葉市内で手続を行うか、成田空港内で手続を行うかの違いのみである、とのことであります。

雇用の創出、地域の活性化を図るためには、企業立地が不可欠でございます。空港に近いという立地条件もありますが、東関東自動車道佐倉インターチェンジ、酒々井インターチェンジ、富里インターチェンジ、千葉東金有料道路山田インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道山武成東インターチェンジ、東金インターチェンジから近接していること、また、さきの東日本大震災の折、被害が少なく、比較的地盤が安定していて災害の少ないまちということにつきましては、本市の優位性と考えております。積極的にこのことをPRしていくとともに、人やものの流れを呼び込む道路交通網の体系的な整備が大変重要なものと考えておりまして、周辺とのアクセスの充実とともに、交通アクセスを整備していくことが、将来の八街市の街づくりの基礎となるものと考えているところでございます。

また、企業立地法に基づく基本計画を、千葉県と本市を含めた各集積区域の市町との共同で成田空港・圏央道沿線地域として策定しておりまして、この基本計画に定められた集積区域におきまして、工場等を立地する場合や事業の高度化への取り組みを行う場合には、各種の支援を受けることができます。このような条件が整う中、本市におきましても、企業進出の際には各種支援措置を紹介するなどして、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

今、市長がおっしゃられたように、各インターチェンジから直線で5キロ以内は経済産業省の物流基地の促進に関する適用が受けられるというふうに認識しています。そうすると、先ほど市長が申し述べられた農地法とか、そういうのが普通の状態よりも早く、適用になれば行くということで、物流基地も可能かと思います。今、市長がおっしゃられたように、いろんなインターチェンジが近いわけですから、かつ5キロというと、佐倉インターからでも、こちらの山武成東も、直線で5キロということですから、かなりゾーンの的には、あるいは、

山田インターからも5キロですから、かなり広いわけですね。

その辺、現場の事務を預かる、これはどこですか。経済ですか、総務ですか、その辺は、今の市長答弁はそうでしたけれども、現場としてはどんな認識をお持ちでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の林議員さんのご質問で、企画課の方では、いろいろと成田空港関連もございまして、担当として答弁させていただきますが。

今おっしゃられたように、やはり、アクセスが非常にいい土地柄、八街市全体としても、地震の関係でも非常に安定した土地であるということも含めまして、企業立地、これについてはやはり、遅いようでございますけれども、今後どんどん進めていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

創生総合戦略の中で、八街をPRするパンフレット、これは、移住・定住の関係も含めまして、そういったパンフレットを作ったり、ビデオを作ったりという想定のもとに、県の方に申請を出したわけでございます。

こういう中で、もう一つは企業誘致的な、そういった八街市のいいところを含めたPRのパンフレット等も、やはり作るべきではないかという意見も出ております。そういったところも含めまして、今後、排水面ですとかそういったもので、例えば工場ですとか、大きな問題点が立地上ではあるかもしれませんが、業種によっては、八街としては交通網の拠点として非常にいい場所ではないかというふうに考えておりますので、そういったところも進めていきたいというふうに考えております。

○林 政男君

やっぱり今の部長の発言というか、答弁のとおり、八街をPRするパンフレットとか、そういうのが必要だと思います。地震に強いとか。あるいは、八街市も圏央道促進に入っておりますよね、協議会に。入っているからには、それを活用しないと意味がないので。

千葉県は国の方とタイアップして、大栄・横芝間を、2020年までにはできないでしょうけれども、2020年を目指して、圏央道がつながるようにやっております。一足早く、茨城から大栄までは2016年、もうつながるということです。開通したときにはすぐ使えるような状態にしておかなければいけない。今の市長のお話を聞いていても、総務部長のお話を聞いていても、そのとおりだと思いますから、大いに、思い切ってやっていただきたいと思います。

次に、成田空港の年間旅客数が2014年実績で3千559万4千965人ですね。そのうちの何人の方が八街市を周遊されたのでしょうか。例えば、観光やビジネス等で八街を訪れる人は何人いるのでしょうか。最近メディアで取り上げている、中国人観光客の爆買いを八街に結び付ける発想はどうでしょうか。政府は2020年の東京オリンピック開催時に、訪日外国人数2千万人の目標を掲げております。

お隣の山武市は、オリンピックのスリランカ選手団の招致に成功いたしました。酒々井町はプレミアムアウトレットモールを活用したトランジットツアーを企画しました。成田市は

今年8月に北京で行われる世界陸上大会のキャンプ地として、佐倉市の岩名陸上グラウンド、印西市の順天堂大学佐倉キャンパスとともに、キャンプ地として決定しています。

本市は成田空港活用協議会に加入していますが、その成果が問われております。本市に置いてもトランジットツアーや観光客の誘致に積極的に取り組むことが大事と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は成田空港に近接しており、観光農園はあるものの、主な観光施設等はなく、海外旅行者が本市を訪れることはほとんど見受けられない状況でございます。

現在、海外旅行者の動線は、酒々井プレミアムアウトレットで滞留しているものと思われ、本市を訪れるまでには至っておりません。このようなことから、魅力ある観光施設等が望まれるところでございますが、市財政状況が厳しい中、市が観光施設等を整備することは、現状では難しいものと考えておりますが、研究は重ねてまいりたいというふうに考えます。

また、民間事業者によるものでございますが、小谷流地区に愛犬と一緒に宿泊できるリゾートホテル「ドギーヴィラ」の建設が進められており、今後の展開によっては人の流れが生まれまして、地域活性化につながるものと期待しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○林 政男君

先般、視察で訪れました島根県隠岐郡海士町の職員が言っていないことは、「金がない、前例がない、制度がない」。これをまちの職員は言っていない。金がなければ知恵を出せということですね。今市長がおっしゃられた、民間団体が計画されている小谷流地区の愛犬と一緒に滞在型のホテルが今建設されておりますけれども、その会社はさらに乗馬クラブも計画されております。あるいは、体験型のコテージも計画されていますから、その辺の流れは変わるかもしれませんけれども。

少なくとも私は、八街市にポテンシャルティーはあると思うんです。外国人が、日本人が気付かない、あっと驚くようなことが八街市にはまだ埋もれていると思うんです。そういうのを、みんなで開発していく必要があるのではないかというふうに思っております。

次に、地域創生事業に伴う国、県の事業について、お伺いいたします。

残り20分ですか。

第3のテーマは地域創生事業に伴う国、県の事業について、伺います。

国が「まち・ひと・しごと創生事業」の地域消費喚起・生活支援型プレミアム商品券の発行をうたっておりますが、詳細についてはどのようになっているのか。先ほどいろんな答弁がありましたけど、いま一度お願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問1、誠和会、林修三議員及び代表質問2、公明党、川上雄次議員にも答弁しまし

たとおり、政府が地方創生に向けた平成26年度補正予算に盛り込んだ交付金事業で、プレミアム付き商品券発行事業は、地域住民生活等緊急支援のための交付金でございまして、地域消費喚起・生活支援型として、本市に1億1千89万8千円を限度とし、さらに、県も同じ交付金事業を活用し、プレミアム分の上乗せとして3千634万6千円の交付が予定されております。

この事業は、地域の消費喚起など、景気に脆弱な部分にスピード感を持つて的を絞った対応をすることとしており、県内54市町村全ての自治体でプレミアム付き商品券の発行を予定しているところでございます。ほとんどの自治体で、商工会議所及び商工会に委託し実施する予定でありますので、本市におきましても、国及び県の交付金を八街商工会議所に補助金として交付し、プレミアム付き商品券発行事業の実施をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては内容を精査しているところでありますが、市内の参加加盟店で利用できる商品券を8月頃の販売を目途に準備を進め、プレミアム率に関しましては、近隣市町と同様なプレミアム率になるよう、各自治体間の情報を共有して決定したいと考えております。この商品券が発行されることで、市内の消費喚起を促す絶好の機会と捉え、市内の商工業活性化と消費拡大につながるものと考えております。

○林 政男君

プレミアム商品券が発行されるということですが、これから8月を目途に考えると。例えば、担当者の頭の中にはどういう商品券が考えられているのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お答えします。

例えば、商品券がどのようなものかということになりますけれども、先ほども答弁しましたけれども、商品券を他の商品券的なものには利用できませんので、後は消費拡大につながる商品を買っていただく、喚起していただくという内容のものがそうですが、それらについて、消費拡大できる市内の参加加盟店、こちらの方の協力をもらいまして、消費拡大につなげたいというふうに考えております。

○林 政男君

1億4千600万円で、商品券については万が一、最終的に1億4千600万円、これは事務費も入っていますから、最終的に消費しなくてもいいということらしいんですね。例えば、1億3千万円分しか使えないとか、1億2千万円分しか使えなくても、国の方は構わないと言っているらしいのです。だから魅力ある商品だと、結局、売りきれると言うんですけども、なかなかその辺が難しい。

お願いしておきたいのは、どういう形になるかわかりませんが、先ほど申し上げた、ちょっとこじつけですけど、何ですか、やちまた誉とか、ジンジャーエールやちまたが買えるような商品券の開発もありかなというふうに思うんです。その辺、具体的などころまでは多分、詰めていないと思いますけれども、今後そういうのも、考え方によってはできるという

ふうに聞いたのです。必ずしもできるとは聞いておりませんが、そういうのもありではないですかということは聞いているのですけれども、いかがですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この商品券は、該当事業に係る取扱店には、消費拡大につながる商品を、取扱店が登録していただいた店舗で使用可能ということになっておりますので、それらについても詰めていく必要がありますが、取り扱いについてはそのような取り決めになっています。

○林 政男君

やはり、農業が基幹産業というからには、農業関連の商品が買えるような、そういう仕組みも必要かと思います。1万円で買えるものが8千円とか、5千円で買えるものが3千円で買えるということになるわけですから、大いにその辺は研究していただきたいと思います。

最後に、地方創生先行型、地方版総合戦略策定に向けて、どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府は、平成26年12月27日に人口減少対策の5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところですが、その戦略を勘案して、都道府県を含む地方公共団体は、地方版総合戦略を平成27年度中に策定しなければなりません。地方版総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年であり、雇用創出のための産業振興や出産・子育て支援などの具体的な施策と、2020年時点の移住者数や新規就業者数などの数値目標を定める必要があるとのことでございます。

地方版総合戦略は「まち・ひと・しごと創生」に関するものであることから、①仕事作り、②人の流れ、③結婚・出産・子育て、④街づくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれております。

策定プロセスといたしましては、市民、産業界、市町村や国の関係行政機関、大学など教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが求められております。

また、地方創生先行型交付金につきましては、国の平成26年度補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金の1つであり、市としましては、3月定例会におきまして、追加議案として補正予算計上する予定でございます。全額、平成27年度に繰り越して執行するものでございます。本市への交付予定額は、6千624万1千円でございますので、このうち1千万円は地方版総合戦略の策定経費であり、残りを移住・定住促進策、観光農業等振興策、子育て支援策などに活用してまいりたいと考えております。

この交付金事業につきましては、平成26年12月27日の閣議決定後に予算化される事業を対象とし、平成26年度中に補正予算対応の必要があること、国による補助制度の給付対象となる可能性のある事業は国による補助事業の利用を優先すること、建設地方債対象事

業、いわゆるハード事業は対象にならないという制約がございます。

なお、地方創生先行型交付金事業につきましては、地方版総合戦略に掲載することが前提であり、事業業績の評価指標の設定、また、交付金事業としてのストーリー展開が重要とのことであり、これらを踏まえまして、事業を選定してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ここがまさに八街市の正念場かなと思うんです。いわゆるソフト事業ですよね、ハードがだめだということですから。すぐ回答しなさいということですよね、平成26年度補正ですから。この辺は、どのようなチームでこれを練っているのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

現状としましては、企画課が今は窓口になっておりますが、企画課を中心に関係部署の職員、また、関係課の意向等を発案していただいて、今回出しました、昨日に県の方に送ったのですが、事業を絞り出しまして、そこで移住・定住促進策、それから、観光農業等の振興策、それから、子育て支援、また、少子化対策ということで、各事業を作り出したということでございます。

○林 政男君

かなりの時間的な制約がありますから、すごい大変だと思います。しかし、ここに書いてありますとおり、地方版の総合戦略ですから、いろんな角度から考えられると思います。

例えば、今、八街市でふるさと納税が、1月の例月出納検査だと220万円、1月に入ってきました。ある自治体は、ある自治体といっても日本一ですけれども、12億円入ってくるんですね、ふるさと納税が12億円、1番は。そこに住んでいる住民税の総額よりも、ふるさと納税の総額の方が多いんですね、12億円。

調べてみましたら、メニューが多いんですよ、メニューが。ふるさと納税した場合にいろんな商品をセレクトできる。八街市は今、ピーナッツと、あと、夏のスイカだけしかない、極端に言うと。これに、また話をくっつけちゃうのですけれども、ジンジャーエールやちまたとか清酒とか、あるいは、ニンジンジュースでもいいですよ、ブランドのあれで。いろんな種類にもっと拡散していかないと。ふるさと納税も、今は自治体間のある意味では競争で、ネットを見ている方も、より有利なところへ行くのです。例えば、100万円寄附してくれたらこうだとか、50万円だとか、1万円だとか、いろいろきめ細かくしているのです。

その辺の戦略はいかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

今おっしゃられたように、ふるさと納税の関係でございますが、今までおっしゃられたようにピーナッツの2セットと、あと、夏のスイカということで3セットだったのですが、実は今回、3月1日の受付分から、セット数を10セットに増やしました。

品目としましては、やはり、落花生が中心になってくるわけですが、その中ではゆで落花生、オオマサリが入ったり、そのほかにピーちゃん・ナッツちゃんのTシャツと缶バッジです

とか、あとは、ニンジンミックスジュース、フルーツキャロット。あと、ピーナツペーストですとか、ゴボウ茶、さや入りの落花生。やちまたかおりのお茶ですね。こういったものを商品の中に。10セットの中でいろいろ組み合わせをしまして、増やしております。

あくまで八街は今1万円ということで商品を設定しているのですが、各自治体によっては、例えば、3万円でこういうものとか、そういった工夫もかなりされているようです。そういったところも今後、八街市としても課題として考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

○林 政男君

大いにやっていただきたいと思います。ただ、総務部長、市長の発言を聞いていると、市長は日本一おいしい野菜だと言っているんですよ。今のラインナップの中には、お茶は野菜かどうかはわかりませんが、日本一おいしいサトイモとかニンジンとか、こういうものも選択肢の1つに、市長答弁を聞いていれば聞いているほど、そういうふうになると思うんですけれども、いかがですか。それこそいろんな種類があるでしょう、野菜だったら。いかがですか。

○総務部長（石毛 勝君）

これにつきましては、市長からもそういったお話をいただいています。行財政改革推進室の方でいろいろ協議する中で、農協さんですとかの意見を今聞いています。例えば、送る時間的な問題ですとか、そういうものも含めまして、あと、季節によって、できる野菜の一番おいしい時期に送るということも踏まえて、今後そういったところも、行革では進めていきたいというふうに考えております。

○林 政男君

やはり、リアルタイムというか、そのときに旬のものを送るということも大事だと思うんです。それから、通年契約、一定の金額を納税していただいた方には通年で、毎月とか1カ月おきに、そのときに旬なものを届けるとか、そういう工夫もあってしかるべきだと思います。

先ほど申し上げた島根の海士町は、冷凍の海産物を発送しているのです。特殊な加工技術で、着いて、自然解凍すると、ほとんど、99パーセント、元の形になる。冷凍してあるのですが、元の形に戻る。そういう仕組みもありますから、野菜についても研究されて、いろいろ送る方法があると思いますので。

最後に、先ほどの地方創生の中で、ふるさと名物応援事業というのが。これは平成27年度の国の予算額で16.1億円あるんですね。補助率が3分の2、上限が500万、ふるさと名物なんです。八街でも、先ほどのふるさと納税ではありませんけれども、商品を開発して、そういうブランドを、落花生だけではなくて、もっと、3本柱とか、2本柱とか、そういうのを立ち上げていく必要があると思うんです。こういう事業がありますから、こういう事業を活用されて。

これを読んでみますと、地域の資源の活用によって開発するふるさと名物等に対する取り

組みを支援します。また、農商工連携により規格外品、未利用資源等を利活用した新商品、サービスの開発等も支援しますと。こういう事業もありますから、いろいろ国もメニューをいっぱい持っていますから、大変でしょうけれども、そういう企画を大いに立てていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

農産物の加工等の関係にもつながっていく事業になるかと思いますが、6次化産業として、そういう支援が可能であれば、していきたいと思います。

○林 政男君

いろんな方にお聞きすると、八街は現在、特に道の駅があるわけでもないし、車は混むし、八街は通過するところだと、何人かの方は言われるんですね。これを克服していくには、八街のポテンシャルティー、可能性をさらにいろんな方面から高めて。

190何億円のうちの4割近くが扶助費で占められるような情勢で、普通建設の単独が本当に数億しかなくて、何というんですか、市長の思いがなかなか伝わらないような、じくじたる思いがあるのではないかと思うんですけども。

最後に、地方創生総合戦略版に対して、市長の意気込みをじかにお聞かせください。

○市長（北村新司君）

ただいま、林議員から、いろんな意味で新しい観点に立ったご提案がございました。特に、ふるさと納税のメニューを多く、増やしてくださいということは、私も前々から担当の方に申し上げておまして、先ほど申し上げましたとおり、八街の農産物は日本一おいしいんだというふうに、私も自負しているところでございます。そうした意味合いにおきまして、ふるさと納税のメニューを多くそろえるということは、ある意味での八街市の活性化、あるいは、八街市のPRにつながるものと思っております。そうした意味を踏まえた中で、先ほど林議員さんからご提案のあったことはしっかり受け止めて、前へ前へと進めてまいりたいと思っております。

そして、今般、国で改めて「まち・ひと・しごと創生法」ということで制定されました。石破大臣の中で、今回、その策定にあたっては各自治体が主体性を発揮しつつ、さまざまな年齢層の住民をはじめ、産学、あるいは、いろんな関係者の意見を広く聞いていただいて、成果目標、客観的評価指標、あるいは、設定。

○議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。本日の会議時間は議事都合により、この際、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定しました。

○市長（北村新司君）

話が途中で折れちゃったので、再度。

地方創生ということで、先ほど前段では、ふるさと納税の新しいメニューについて、林議員から本当に素晴らしいご提言がございました。これはしっかり私どもも受け止めまして、研究検討を重ねて、ぜひ八街の農産物を、改めてPRを含めて、八街市の宣伝をしてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、今般、石破創生大臣の方から、創生法につきましては地方版の総合戦略を策定するという事で求められております。その策定にあたりましては、先ほども申し上げましたけれども、主体性を発揮しつつ、さまざま年齢層の住民はじめ、いろんな関係者の意見を広く聞いていただいた中で、成果目標、あるいは、客観的な評価指標の設定や、PDCAサイクル、事業の計画、実施、評価、改善を実施することが重要であるというふうに思っております。

また、総合戦略の策定、推進の中で、十分に議論をなさっていただきたいということでございます。これらのことを踏まえた中で、しっかりと議会の意見も拝聴しながら、八街市の地方創生に邁進してまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

とにかく最初の一步、初めの一步は大変ですけど、頑張ってください。私も頑張りますから、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上でやちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

関連質問はありませんので、これで関連質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦労さまでした。

（延会 午後 5時03分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第32号

提案理由の説明

2. 一般質問

.....
議案第32号 八街市基本構想の変更について